

第六十五回国会 大蔵委員會議録第七号

昭和四十六年二月十六日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君 理事 上村千一郎君
理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君
理事 山下 元利君 理事 廣瀬 秀吉君
理事 松尾 正吉君 理事 竹本 孫一君
奥田 敬和君 木野 晴夫君
木部 佳昭君 木村武千代君
佐伯 宗義君 坂元 親男君
高橋清一郎君 登坂重次郎君
中島源太郎君 中村 寅太郎君
原田 憲君 松本 十郎君
森 美秀君 吉田 重延君
阿部 助哉君 佐藤 鶴樹君
小林 剛君 堀 昌雄君
小川 政子君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 林 信一君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省理財局長 相澤 英之君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

委員外の出席者

農林省農地局管理部長 堀川 春彦君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

預金保険法案(内閣提出第一三三号)

貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

国有財産に関する件(国有農地の払下げ問題)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 預金保険法につきまして、先般当委員会で参考人をお呼びいたしましたいろいろな御意見を聞かしていただいたわけなんです、その内容は大体承知いたしておりますけれども、あらためて、そのときも問題になりましたけれども、ほんとうの意味の預金者保護というのは、単に預金保険法をつくるだけじゃない、真の預金者保護といふのは一体どういうことであるかという問題が議論になったわけでございます。この点につきまして、大局的立場から真の預金者保護、これは一体どういうものであるかという考えをまず聞かしていただきたい。

○近藤政府委員 お答え申し上げます。

真の預金者保護といふことは、ただいま御指摘がございましたように預金保険法をつくることだけではございません、まず第一次的には、金融機関自身が健全経営の精神に徹しまして十分堅実な経営を営む。第二次的には、金融行政、検査等におきまして十分の配慮を払いまして、いやくも預金者に対して預金が支払えなくなるというような状態、そういう状態を絶対に避けるという方向で行政指導が行なわれる、あるいは検査が行なわれるということが大事なことであるかと存じます。さらに最後の手段といたしましては、ただいま御審議をいただいております預金保険、そういうものによって保険されるといふことも、これまたたいへん有力な手段であるう

かと存じます。それによりまして、少なくとも預金の安全性につきましてはささかの不安もないという状態にすることが、第一の問題であろうかと存じます。

それから、さらに預金の、いまのは安全性の問題でございますが、もう一つ収益性の問題、いわゆる預金金利等の問題でございます。これにつきましては、金融機関が健全経営に徹しつつも、片方において極力その利益を預金者に還元するというようにして、広い意味での預金者保護をはかつてまいらうということも、これまた必要なことであろうというふうに考える次第でございます。

○平林委員 大体私も、金融行政の立場から大蔵省当局において御指導なさる基本的な考え方は、いまお述べになったようなことだと思っておりますが、そのほかにも、大体預金金利を上回るような物価の上昇がない経済にしようということも大事なことでありまして、インフレによつて貨幣価値の下落をしてしまふというようなことでありまして、真の意味の預金者保護にはならぬ、こういうこともつけ加えておかなばならぬと思うのであります。

そこで、いまお述べになりました中で、金融行政の検査につきまして十分意を払うべきである、これも預金者の保護であるというお話がございましたので、当面する金融機関に対する銀行局検査の重点はどういうところに置かれるのか、そういう点をまずお話を聞かしていただきまして、具体的な問題について私は銀行局の検査行政について触れていきたいと思っておりますから、金融機関に対する銀行局検査の重点はいろいろあるでしようけれども、当面はどういうところに置かれるかをまず大綱的に聞かせをいただきたい。

○近藤政府委員 昨年の不祥事件の続発というような事態にかんがみまして、私どももいたしまし

ては検査の充実ということに全力を尽くしてまいらなければならぬと考えておるわけでございまして、御高承のように、予算、定員ともに急激な増加をするということは非常に困難でございますので、当面、検査の重点といたしましては、まず大蔵省検査あるいは財務局検査という段階におきましては検査のやり方にくふうを加える、それによりましてできるだけ頻度を高めて検査を行なう。片方において精密検査をやると同時に、他方におきまして簡易検査を頻度を高めて行なうというようなやり方の変化によりまして、従来よりも弾力的、機動的な検査が行なえるという方法が一つ考えられるところでございます。

それからもう一つは、何ぶん役所としての人員、予算等に限りがございますので、金融機関の内部検査体制の充実ということに一つの力点を置きまして、内部検査のやり方についての指導あるいは内部検査要員の充実、と申しますのは、具体的には金融機関内部の人事の問題などに関連いたしまして、検査要員に優秀な人材を集めるというような方向の人事交流をやつてもらうというようなことを通じまして、金融機関の内部検査を刺激する。大蔵省検査の際にも、その内部検査の事跡を追跡いたしまして、内部検査の充実をはかつてまいりたいという方向、そういう方向を当面の方向として考えておる次第でございます。

○平林委員 なお銀行局検査の重点につきまして、今日の複雑な機構あるいはオンライン方式の採用などに伴いまして、当面考慮を払つてもらわなければならぬ問題点もございすけれども、私はきょうは少し問題を絞りまして、具体的な事例でございすけれども、ただいまお話がありました金融機関に対する検査行政をからませながら当局に対してお尋ねをしてまいりたいと思つております。

私がきょうここで取り上げる問題は、ある信用金庫の問題であります。この信用金庫の理事長は長い間、つまり二十二年間、市長の仕事を兼職をいたしておりました。いまは市長職を離れまして、金庫の運営をいたしてあるのであります。ただいま金融機関検査について、金融機関の内部検査の充実をはかる、こういうお話がございましたけれども、この金庫は、元の市長さんと、助役さんが専務になりました。そしてこの金庫を運営してある珍しい金融機関であります。しかもその理事長は、最近名誉市民の称号までという名誉の立場を得た。その信用金庫の運営をめぐりまして、実はいろいろと取りざたがあるわけでありまして、

その一つの事例といたしまして、最近取引関係の一中小企業から、一つは、一億数千万円にのぼる借り入れ金増大は金庫の操作によるものだ、二つには、他のこげつき債権をこの一中小企業に肩がわりを頼んで、その肩がわりをしてやったのかかわらず返済義務を履行してないから、その立てかえを二千万円以上支払えと、信用金庫といたしましては、その信用性からも社会的責任からどうにかと思われるような訴訟が実は出されておるわけなのであります。大蔵省としてはこの事実を御存じでございましょうか。

○近藤政府委員 ただいまお述べになりましたことありの事実があるということを知りたしてあります。

○平林委員 このある信用金庫とは小田原の信用金庫であります。理事長は鈴木十郎氏、最近では名誉市民の称号まで受けられた名誉の人が運営する信用金庫であります。私は、銀行局長がその事実があることを承知しておると言われましたように、この信用金庫の運営がりに対する批判とともに、この問題は社会的問題の一つであると考えておるわけなのでございます。

訴訟の当事者は、自動車の販売修理を業とする資本金千五百万円の中小企業であります。この企

業で実は昨年の十月の末に不渡り手形の発生がございました。地元新聞では、このために倒産をしたと伝えられたわけでありまして、ところがいまだこの企業はいろいろの会社の支援のもとに営業は継続中でありまして、倒産をしていません。のみならず、いま信用金庫を相手にして訴訟を提起したことに對して拍手がございまして、陰ながらこれを支援をしておるという姿があらわれておるわけなのであります。

そこで私はこの問題につきまして調べてみたわけでありまして、私が抱いた疑問は、第一に、その取引先に対して相当の因果関係があったにかかわらず、わずかの不渡り手形の発生を機会にその企業を取りつぶしにかかっているのではない、これが私の疑問なのであります。普通の金融機関であれば、取引をしておるところの企業に対して、不渡り手形を出された、そういうときには、従来の取引が重ければ重いほど、どうだろうかというところかといつて心配をし、正しい意味のサービスあるいは経営指導というものに当たるというものが、私は金融機関に課せられた社会的責任、公共的義務というものであると思ふのであります。ここではその不渡り手形の発生を機会に企業の取りつぶしにかかっているのではない、か、こういう疑問がございまして、いままおこの企業に対しては、三億三千万円をこえる債権がある企業で、再建計画の話し合いなどをしていないで、弁済整理の計画案の折衝中、いきなりその担保物件を競売に付した。金融機関としてはさぶる乱暴なやり方でありまして、私はいまま幾つかの金融機関を見てまいりましたけれども、かような乱暴な措置をとられた金庫、特に信用金庫にお目にかかったことがありません。こんなことは普通あり得るのでしょうか、この点についてひとつお答えをいただきたい。

○近藤政府委員 ただいま御指摘がございましたように、金融機関の現在の社会的な強さと申しますか、社会的な地位、そのようなことから考えまして、一般取引先との関連におきまして、いわゆる

るあこぎなやり方、しぶりと云うものがあつてはならない。そういうことがあれば、金融検査等を通じて十分に取締りが必要があるということ、を、私昨年の四月に参議院の大蔵委員会でも申し上げた記憶があるわけでございますが、ただいまのケースにつきまして、目下訴訟になつておるというところを承つております、さらに十分調査をいたしてみたいと考えております。

○平林委員 私はこの問題を検討いたしました、もう一つ持った疑問がございまして、それは、信用金庫側としてはある意味では債権の保全というやうな理由はあつたかもしれませんが、しかしそれならば、昭和三十八年当時から今日までの取引の中で、いま千五百万の資本金の企業でございまして、それが三億円に近い貸し出しをすること、これは一体どうなのか。いや、昭和四十年当時はずか六百万円程度の資本金の会社に、昭和四十二年九月末で調べてみると、実に三億三千六百七十二万円の融資をしていて、六百四十万円程度の資本金の会社に三億三千六百七十二万円という融資をしてあるのであります。私は、金融機関はその融資にあつて一定の限度があると考えておるわけなんですけれども、このことについてはどう理解すべきか。大蔵省といたしましては、その金庫運営についてどのような行政指導を行なわれてきたか、これも私はさかのぼつて考えてたいへん疑問を感じておるわけでありまして、これについてはどうお考えですか。

○近藤政府委員 その点についても御指摘のとおり問題があるかと存じます。ただいまその点をさらにさかのぼつて調査をいたすこととしたいと思つております。

○平林委員 もう一つ私は疑問を提起しておきます。

ただいま申し上げましたように、わずか資本金六百四十万円の企業に対する信用金庫の融資残高を調べてみますと、こうなつております。昭和四十二年で一億四千六百九十一万円、昭和四十一年で二億七千六百六十七万円、昭和四十二年で三億三千六

百七十二万円、昭和四十三年で三億五千三百四十一万円、この融資限度をはるかに越えていることもとより、歴年その金額がふえているのであります。しかも資本金が六百万円——最近は一億五千万円に増資をいたしました、それにもかかわらず四十一年から四十三年にかけて三億五千三百四十一万円までとにかくふえていった。

私は、この間このように借り入れがふえたというのにはどこに原因があるか、これは銀行局でひとつお調べをいただきたいと思つておりますが、今回の問題点は、このように借り入れがふえたという中には、一つに他の企業のこげつき債権を特別の關係を持ったこの会社に振り向けて操作したのではない、異常な融資の増加から見まして、この企業と信用金庫の間には何らかの重大なる結びつきがある、私は感じたのでございまして、同時に、このふえ方の異常さから見まして、他の企業のこげつき債権を特別の關係を持ったこの会社に振り向け操作をしたのではない、かといふ疑問。

第二に、その中小企業の経営者が経営能力がなかった。帳簿もあまり的確でない。そういうような経営能力がないことをよいことにして、手形なども一べんに白紙のやつを何十枚持つていとか何枚持つていとかいふやうなやり方をやりまして、段々金庫がその運営に当たつていまして、段々金庫がその運営に当たつていまして、事実が見受けられること。そこで私は、経営能力がないことを利用して何らかの操作があつたのではない、かといふ問題点があると思つております。特に、この経営者は、地元有力な信用金庫に頼まれるとすっかり感激してしまふやうな人のよさも一面ありますから、結局これを利用して手形操作の借り入れ金の増をはかつたのではない、かといふ問題点。

第三には、この会社は不動産銀行から昭和四十二年に八千万円借り受けをしております。私は、これだけ債務がある、しかも小さな機関に、さらに不動産銀行が八千万円の融資をしたということ

がはなはだ常識で考えられないのでございますけれども、実はこのことは、信用金庫側でかつてにそれを折衝して、そして代理貸し返済などに充てていったのではないかと。そうしてそれは、つまり純債、債務の返還に充てないで、当の取引先の意向も聞かずに操作が行なわれていたのではないかと。

こういうような不可解な点が考えられるわけがあります。このことが今日いまだ訴訟提起した理由になつておるようでございます。私は、この間の事情は大蔵省としても具体的に調査に乗り出すべきではないかと思つてございまして、銀行局長はさかのぼつてこの調査をしてみたいといふお話でございまして。それは了解をいたします。最近はいつこの金融機関を検査したか、その点をこの機会に明確にしておいていただきたい。

○近藤政府委員 一番最近の検査は四十四年九月九日でございまして。その前が四十三年八月でございまして。この周期が比較的短いゆゑんのものは、ただいままで御指摘のような問題点が多いといふことで、特に周期を短くして検査を行なつたわけでございますが、先ほど来のお話のようにいろいろ問題があるかと存ぜられますので、さらに十分調査をいたしたいと考えております。

○平林委員 四十四年の九月九日以降検査がございませぬが、その間こうした問題があつたのでございまして、それにもかかわらずこれらの点が明確になつていない検査行政、私はその点は、先ほどお話がありましたような金融機関の健全な運営という角度から見て、なお突っ込みが足りないのではないだろうかという疑問を実は感じておるわけでありまして、今後の検査にあたりましてはさうなことが疑われないような御努力をしていただきたいと思つておりますが、なお調査すべき点を指摘しておきます。

一つは、昭和四十二年当時、小田原信用金庫の本店営業部長が三百万円の預金使ひ込み事件を起こしました。これは大蔵省に報告がありましたか。

○近藤政府委員 ただいま手元に資料を持つておりませぬが、たぶん報告はあつたであらうといふことでございまして。

○平林委員 私の承知しているところ、報告がなかつたのではないかと疑ひがございまして、この点も御調査をお願いいたします。

次には、いまの専務は、先ほど申し上げましたように理事長が市長時代の助役であります。その前の専務は昭和四十三年、どういふ理由であるかわかりませぬが、辞任をされております。人のうわさでは、この専務は悪いやつだといふようなことを最高責任者が述べておるといふことも聞いております。この背景に何があるかといふうわさもいろいろあるわけでありまして。この事情はどうなのか。これもたぶん御存じがないこともありません。ひとつ留意をしてその背景を調査する必要がございまして。これは箱根開発の株式会社の問題に関連する事件が内蔵されておりますから、これについてやはりその背景を調べて、何かあつたならばそれを将来どう正していくかといふことは、今後の行政指導の中に取り入れるべきであると考えております。

第三、私は数年前に、信用金庫のような金融機関の運営責任者は、市長などの職務を兼任することとは将来問題が起きるのではないかと、このことを指摘したことがございまして。当時大蔵省のお話では、私尋ねましたところが、常勤であるといふ届け出が出されておるといふ話を聞いております。ところが市会の方では、これは非常勤であるといふことで、十分市長と理事長は兼務できるということを弁明をされております。大蔵省の届け出は常勤でありますから、当然常勤としての理事長手当を受けております。議会で、市長の手当と、そして常任の理事長の手当を受け取つておると、二重受け取りではないかといふてだいが議論になつたことがございまして、いや、非常勤で居てあるといふようなことであります。これは実際にはどうも常勤として届けられておるといふではないか。この届け出はどういうふうになつ

ていたか、これももしおわかりでしたらお答えをいただきますが、おわかりでなければ調べていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のとおり、たぶん常勤として届けられておつたように思ひます。なお調べてみたいと思ひます。

○平林委員 このような点に、いまの銀行局長、あるいは中小金融課長の時代ではございませぬでしたけれども、私が数年前指摘したことに対して、どういふ行政指導をなさつたか。かつ、これは小田原だけじゃありません。まだ三、四、私の記憶ではこうした役職を兼任しておる信用金庫がございまして。これに対してはどういふ措置をとるか。他山の石として私はお考えをお聞かせいただきたい。

○近藤政府委員 市長等の職務を金融機関の理事長が兼務いたしますことは、原則としてあまり好ましくないことといふふうに考えております。したがつて、二、三年前平林委員からたしか当委員会におきましてその趣旨の御指摘がございましてから、できるだけ兼務をなくしていくという方向で行政指導が行なわれたといふふうに聞いております。ただいま問題になりました金庫につきまして兼務でなくなりましたことにつきまして、そのようない行政指導の結果であつたといふふうに受け取つております。

○平林委員 信用金庫法の第三十三条には、「金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない」といふことがございまして、ただし書きは「大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない」とございまして。これは、この場合、私が注意した後にいひました、市長兼務信用金庫理事長が続いてまいりました。これは一体大蔵大臣が認可したものであるかどうか、こういう点も問題があつたと思つております。私はその問題を追及する前に、すでに私がかつて指摘したとおり、今日こういう事態が発生するといふ遠因を考えてみたならば、やはり信用金庫法

第三十三条の規定は、これを守るような指導が適切に行なわれなければならぬといふことを感ずるのであります。

そこでお尋ねしますけれども、これから検査が行なわれる。ここだけに限らず、すべての金庫においてもあるいは金融機関においてもかようなことがないよう御指導が必要だと思つておりますけれども、大蔵省の金融機関に関する検査で、もし帳簿だとか書類だとかの隠蔽が行なわれたり不実の申し立てがあつたならば、銀行局としてはその金融機関に対してどういふ措置をおとりになりますか。

○近藤政府委員 情状が重い場合には役員の解任とか業務の停止とか、あるいはさらには免許の取り消しといふようなところまでも含む措置をとることになるかと考えております。

○平林委員 この件も金庫法第九十条に、こうした違反行為をした者は「一年以下の懲役」または十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」といふことがございまして、行政指導の面ではただいまお話しになつたようなことがあり得ると思つております。いづれにいたしましても、さういふ問題として取り上げませんでしたけれども、協和信用金庫の浅草支店の八億円の背任事件のごときものは、富士銀行の十九億円事件に比較いたしますと、預金量の比較その他から見ても、かなり深刻に考えなければならぬ問題がございまして。このこともございまして、また最近相次いでこの種の問題が続いておるときでございますから、銀行局としての金融機関の検査にあたりましては、かりにも形式的な、あるいは向こうの言い分をそのまゝのみにするようない最近最近一種のなれ合い検査などといふことがいわれておる、それは公害の問題でございまして、銀行局はこのようなことを申し上げたいといふ御努力をお願いしたいといふことを申し上げたいのであります。

○近藤政府委員 いろいろと具体的な事情をあげて御指摘をいただいたわけでございますが、銀行検査

査にあたりましたは、いやしくもなれ合いという
ようなことを言われることのないように、従来に
も増して努力をいたしてまいりたいというつもり
でございます。

○平林委員 次の問題に移ります。

今度は預金保険法につきまして、やや逐条的に
なるかもしれないけれども、幾つかの問題点に
ついてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、この法律の第三条に「預金保険機構は、
法人とする。」と、こう書いてあります。具体的
にこの名称は、どこかに事務所を設けるわけでこ
ざいまいしうけれども、その事務所に掲げるとき
も「預金保険機構」と、こういうふうに看板に書
くのでしうか。それから、事務所は大体どこに
ら辺を考えているのでしうか。具体的なことで
ありますけれども、預金保険機構というものを私
どもはつきり認識するために、平凡な質問かもし
れませんが、具体的な、実際にできたときは
どうなるのかという角度からちよつとお聞かせ
をいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 看板は「預金保険機構」という
名前を出すことになるかと存じます。
それから事務所につきましては、できるだけ簡
素にするという趣旨から、でき得ればどこか既存
の建物——既存の建物と申しますか、たとえば日
本銀行であるとか、そういうようなところの一部
を借用できれば一番いいかと存じてはおります
が、いまのところまだそれらの具体的な点につ
きましては全く話が詰まつておりません。もちろ
ん法案を御審議いただいております最中ではござ
いますので、それらの点につきましては一切話は進んで
おりません。

○平林委員 第五条関係で、この預金保険機構の
資本金は、「政府及び政府以外の者が出資する額
の合計額」となつておるわけでございます。今
日までの御説明を聞いておりますと、政府が一億
五千万円、日銀が一億五千万円、金融機関が一億
五千万円、こうなつておるわけです。政府や日銀
の出資は別にいたしまして、金融機関の出資の割

合は何を基準にしておきめになりますか。

○近藤政府委員 預金額を基準といたしまして業
種別に配分するようになつたわけでございます。現
在のところ業界内の自主的な話し合いでは、都
銀と長銀が合わせて五千六百万円、それから地銀
が三千万円、信託銀行が千四百万円、相互銀行及
び信用金庫がそれぞれ二千万円、信用組合が一十
万円という予定でございます。なお、都銀、長銀
の場合には各金融機関が個別に出資をいたしま
す。それ以外の金融機関におきましては協会がま
とめて出資をするということに相なつておるよう
でございます。

○平林委員 この資本金は発足にあつての割合
だと思ひのでありますけれども、将来資本金を増
加するようないふことがあり得るのか、それはどう
いうときが予想されるかといふことはいかがでし
う。

○近藤政府委員 ずつと将来におきましてはあ
るいはそういうことがあり得るかといふことで法文
の規定はなされておりますが、当面現実の問題と
いたしましては、増資の考えは全くございませ
ん。

○平林委員 第二十条、第十六条に關係する問題
であります。ここに委員が七人以内で、機構に
は理事長及び理事といふようなことが掲げられて
おりますけれども、職員は置くのでしうか、そ
の規模はどのくらいでしうか。

○近藤政府委員 職員も置かざるを得ないと存じ
ますが、ただ全体をできるだけ簡素な機構にする
という趣旨から、ただいまのところ十名前後を考
えております。

○平林委員 この「委員は報酬を受けない。」
と規定されておりますけれども、職員の場合——
「旅費その他職務の遂行に伴う実費を受ける」と
いふふうに書いてあります。あるいは職員も、報
酬は受けないけれども、旅費その他職務の遂行に
伴う実費は受けることにならうと思ひますが、こ
れらほどのような経理でまかなうのか。

千円円の資本金の運用益によつてまかなうつも
りでございます。概算三千万円程度の運用益が出よう
かと存じますので、それによりましてただいまの
職員の経費、それから委員の出張旅費等をまかな
うことになるかと思ひます。

○平林委員 先般の参考人の御意見の中で、ただ
いまの資本金のほかに国庫余裕金などを積み立て
る必要がある、むしろこれを積み立てるべきであ
るという御意見がございましたが、これに
ついてはどう考へますか。

○近藤政府委員 ただいまそういうことを特にや
るというところは全く考へておりません。

○平林委員 第三十五条関係で「業務の委託」と
いふ問題がございします。「機構は、大蔵大臣の認
可を受けて、日本銀行又は金融機関等に対し、そ
の業務の一部を委託することができ。」とあり
ます。どういふふうな業務を委託することを予定
しておりますか。また委託に要する経費はどこか
ら支払ひますか。

○近藤政府委員 實際に支払ひを行ないます場合
に、まず必要な事務は名寄せでございます。そ
れから現実に支払ひを行なうという事務がござい
ます。その両方を委託するといふことを考へてお
ります。なおそのための経費は機構から支払うとい
うことに相なります。

○平林委員 私は、特に支払ひ事務の委託等につ
きましては、皆さんが想像していらっしゃることで
済むのか済まぬのか。これはそうした事故の発生
に伴ひまして、その規模あるいはその業務の複雑
さ等によつて異なると思ひのでありますけれども、
おそろく将来、委託に要する経費について
は、ただいまお話をあつた資本金の運用益の中
でまかなうといふことが不可能になつてくる事態が
あり得るのではないかと、あるいはまたそれを想定
すべきではないかといふことを考へますと、資本
金等についての増額あるいは国庫余裕金の積み立
て、預託といふようなことは考へねばならな
いのではないかと考へを持っております。

まのところは政府の御説明を逐条的に聞きする
にとどめます。

次に、第五十条に關連いたしまして、保険料の
問題であります。今度の預金保険機構が正式に
発足してまいりますと、保険料の支払いがある。
法律にはいろいろのこまかく規定してあります。
けれども、私はこの規定のこまかいことをなすて、
もつとわかりやすく、たとえば富士銀行は幾らの
保険料を支払うか、住友銀行は幾らの保険料にな
るか。これはあくまでもこの法律の規定に従つ
て、現在の預金量に従つて計算したならばどうな
るかといふようなことをお聞かせをいたした
い。なお参考のために、信用組合など一番小
規模のところではどの程度の額になるでし
うか。上限と下限とのお話を聞かせていただ
ければ、大体保険料の収入といふものはどんなぐ
あいになるかといふことがわかるかと思ひま
す。具体的にひとつお聞かせいただきたい。

○近藤政府委員 保険料率、金融制度調査会
の答申では一万分の一といふことでござい
ますが、私どものきわめて大胆な試算では
じきましては、要らないかもしれない。十
万分の一までは要らないかもしれない。十
万分の六程度でよろしく済みそうです。こ
れはきわめて大胆な試算でございますが、そ
れでじきまして、富士銀行、一番大きな銀行の場合に
年間の保険料が一億五千万円ぐらゐ、それ
から一番小さな信用組合で年間の保険料が
千三百円ないし千四百円、これはただいまの
預金の高で試算をいたした場合でございます
が、大体そういうことになつております。

○平林委員 保険料は現金納付のため
か、あるいは国債、金融債で充てることが
あり得るのですか。

○近藤政府委員 これはすべて現金納付のため
でございます。

○平林委員 保険事故について、これは四十九
条の關係でございしますけれども、「金融機関の預金
等の払戻しの停止」や「金融機関の営業免許の取
消し」、信用金庫関係でいえば「事業免許の取消

し」、信用組合でいえば「解散の命令」、こういうとき並びに「破産の宣告又は解散の決議」があったときには事故とすると掲げられております。

そこで、私はこういうことを想定をすることが適当かどうかわかりませんが、しかし考えておかねばならぬことは、保険金目当の解散というところが言えない。私はこういう事例がある程度知っているわけでありまして、そうすると、これをチェックするような場合どのようなことができるか、これをチェックするようなことができるか。またそういうようなことがかりにあつたとするならばどうするかということについてのお考え方をお聞かせいただきたい。

○近藤政府委員 これはまさに最初に御指摘いただきましたように、銀行検査、指導行政等を通じて金融機関の経営の健全化をはかるということに最後は尽きると存じます。ただ、しいて申しますならば、もう御高承のとおり、この預金保険制度は一種の第三者のための保険でございます。したがって保険金は預金者に直接支払われます。そういうことからいまして、経営者が保険金目当の解散をするという場合がもちろんないとは言えませんが、通常の保険の場合に比しまして、金を受け取るのが第三者であるという点からその危険性は比較的少ない。ただお示しのようになり、どうせ最後は預金保険でケリがつくのだからかなり放漫な経営をやつてもだいいようぶだというふうな気持ちを起こすおそれがないかどうか。この点につきましては、従来のやり方でございますと金融機関自身を救う、したがって援助融資というふうなことで金融機関自身を救う方法がとられたことが多いわけですが、そういう場合には経営者も救われてしまふということに對しまして、今回は預金者をそのものずばりで直接に救うという体制でございますので、従来よりはるの弊害も若干は減るのではないかと。しかし、いざれにいたしましても、こういうことにつきましては行政及び検査を通じての指導ということが最終

的にはどうしても必要なことであるというふうに考えます。

○平林委員 保険金の問題についてお尋ねをいたしますが、今回の法律は当面百万円というところになっております。将来この限度を引き上げることにはどうか。一体そういうことは考えられるか、また考えねばならぬと思うがどうか、こういう点についてお答えをいただきたい。

○近藤政府委員 将来の問題としてはそういうことを検討しなければならぬ時期がくるかもしれないということをお考えしております。

○平林委員 一応今度百万円にしたのですけれども、これは西ドイツの例に近く、アメリカやカナダの例にははるかに遠いという状態でございます。変えるときは何を限度にして変えていくかというふうな考え方はきまつておらないのでしようか。つまり、ある程度百万円というものの貨幣価値、そういうものを基準にして考えるということなのか、そういう点の何らかの構想というものは練られているのか、その点をひとつ、いかがでしよう。

○近藤政府委員 必ずしも外国とスライドして動かす必要もございませんが、ただ一応の腰だめの数字をいたしまして、たとえばだいたい御指摘のアメリカの場合、これは七百二十万円で限度になつております。そこで現在におきましての残高としての日米の金融資産の比較というのをいたしますと、大体アメリカが日本の六・六倍程度であるかと存じますので、おむね妥当なところではないかと。それからまた、ただいまあげられました西独の場合には円に換算いたしまして九十八万円でございまして、各国の金融資産と日本の金融資産との比較、特に日本の一人当たり金融資産がこれから急増をいたしてまいらなう場合には百万円の限度というものを考え直さなければならぬ。また現在百万円によつてカバーされまふ人員が全体の九七％、金額で申しますと八三％ということでございまして、このカバー率が将来もつと下がつてまいらなうことになりまふ

は、その際にはまた百万円という限度について考え直さなければならぬ。いろいろな要素を勘案いたしまして、ずっと将来の問題といたしましては研究すべきであらうかというふうに考えております。

○平林委員 次に保険金の支払いの場合を想定いたしまして若干お尋ねをします。

一つは、もしかりに不幸にして事故が起きて、この保険機構が発動していろいろな支払いをしななければならぬということを想定いたしまして、この場合、無記名預金、架空名義の預金、これについてはどういう取り扱いをするつもりでございませうか。

○近藤政府委員 無記名預金、架空名義預金につきましては、真の預金者がだれであつたかということをお明確にいたしますことが技術的に困難でございます。したがつて、もしこれを支払いの対象といたしますと、保険金に限度額を設けた趣旨が全く却却されて逃げ道ができてしまふということになります。したがつて、無記名預金、架空名義預金は、政令によりまして保険金支払いの対象から除外いたしたいと考えております。

○平林委員 もう一つの問題でございますが、導入預金はいろいろ取り扱いをしますか。これはなかなかむづかしい問題であります。かつて不動信用金庫の解散のときは一部の持主者、特別の利息を支払うと約定した者をすべて導入預金とみなして、それに対する支払いをしなかつたという例がございまして、これもすこぶる乱暴な措置でございまして、導入預金とは何ぞやという定義から始めなければならぬけれども、このときはとにかく特別預金者まで、つまり善意の預金者まで導入預金者のリストに入れてしまつて、そしてその支払いをしなかつたという問題がございまして、今回こういうような問題についての取り扱いはどうするつもりでございませうか。

○近藤政府委員 従来のように、預金保険制度が確立されておられません場合でございますと、ただいまのお話のようになり乱暴にいたしますか、

大胆に導入預金の範囲を定めてしまつて、それを一切除外するといふやり方にならざるを得なかつたわけでございますが、今回預金保険制度が確立をされますならば、その場合にはむしろ導入預金であることが明白になつたものを、それだけを除外するといふやり方で、もちろん導入預金であるかどうかをできるだけ綿密に調べまして、疑わしい場合は除かない、導入預金であることが明白になつた分だけを支払ひ対象から除くということにいたすことにならうかと存じます。

○平林委員 なるかと存じますということであつて、まあこれは検討の課題であらうと思ふ。私はある意味では、導入預金に關しては、導入預金といふことも預金である。したがつて、それらの行為は法律で制限を受けておるわけでありまして、導入預金の制限についての法律がございまして、導入預金の制限に必要なる法的制約を加へることになつてゐる。しかし導入預金も預金であるといふたてまえから検討しなければならぬ問題がある。しかも百万円と限度を限つたのでございまして、この点はなお今後そこに矛盾の起きないよう検討すべきものであるという意見をつけ加えておきたいと思ふのであります。

次にこれに關連をいたしまして、今度は、こういうことが預金保険の考え方としてまづつてまいりますと、こんなことはなかりと思ひますが、預金者は百万円に分散、分類して預金する傾向が生じるんでないかというふうなことを考えるのですけれども、このことはいかにがでしようか。逆にいうと、金融機関も百万円に分類預金することを奨励するよう傾向になりはしないかということも心配するのですけれども、この点はいかにがでしよう。

○近藤政府委員 そのような場合もまれにはあるかと存じます。通常の場合には、預金者は金融機関を信頼すればこそその金融機関に預金をいたすわけでございますので、まさかその預けた金融機関に破綻が生ずるといふことはあまり考えない。したがつて、名義の分散を特にそのためにや

としようようなことはほとんどないのではないかと
いうふうに考えております。

○平林委員 万一の場合、事故が発生をしてこの
預金保険が発動する場合、私はただいま申し上げ
ましたように、金融機関にはそういうことがあり
得べきものでないという信用から預金をするので
あり、だからこの間も参考人の意見の中には、こ
れはもう金融機関の保険料は一種の税金ぐらゐに
考えていかねばいかぬというふうな議論もござ
いましたけれども、私は理想をいえば、預金者の
預金はすべて保障するというのが金融機関のた
てまえでなければいかぬ。今日は保険料その他の
関係から百万円と限定をいたしました。本来その
預金はすべて保障されねばならぬ。ただ現状にお
きましては、保険機構の経理、保険料全般を考
えてその限度を設けたにすぎない、こういうふう
に理解をするわけなんでありまして、一面この
点について、原則的なことになりまして、銀行
局長の御見解を承つておきたいと思つてござ
います。

○近藤政府委員 ただいまの御質問の御趣旨は、
百万円の限度を設けることによつて、百万円ま
での責任だけで終わるようなつもりで経営をして
らつては困るという御趣旨かと存じますが、その
点はもちろんそのとおりでございます。金融機
関経営にあたりましては、このような百万円ま
での限度というふうなことはなしに、全額を必ず
保障するという態度で経営をしなければならな
い、また業界の相互援助体制というものが現在
以上に充実をいたしまして、百万円をこえる部分
についての保障ということに從來どおり、あるい
は従来以上に全力を注がなければならぬという
ふうに考えております。

○平林委員 そこで、各金融機関における相互援
助の方式について、先般信用金庫連合会の参考人
のお話によりますと、今後三年間に五百億円を目
標としたプール資金を備える努力が続けておる
というお話がございました。相互銀行だとか信用組
合の側におきましてのこれらに対する構想とい

ますか実情というか、それはどういうふうになつ
ておるか。ひとつ参考のためにお聞かせをいた
したい。

○近藤政府委員 まず相互銀行におきましては二
通りの方法を考えております。

一つは全国相互保障協定をございまして、これ
は昭和三十年に成立いたしました。各相互銀行が
幹事銀行に有価証券を預託いたします。そして自
分の預託額の原則として十倍まで融資を受けられ
る制度でございます。現在高は十六億円預託され
ておりますが、この十六億円を、四十九年三月ま
でを目標といたしまして、二百五十億円まで引き
上げるといふことで、ただいまその計画が進行中
でございます。

もう一つの方法は地区別の相互保障協定をござ
いまして、これは昭和三十四年以来、関東地区は
七地区で合計百六億円の積み立てを別途行なつ
ております。

それから信用金庫につきまして、先ほどの参考
人が述べられました五百億円の積み立てを四十八
年の九月末までに考えております。ほかに、なほ振
興資金といたしまして全信連が二十億円を限度と
して融資する制度が昭和三十一年からできてお
ります。

それからもう一つは、預金の支払い準備、全信
連に各金庫が預金をしまして、その十倍までの借
り入れができるというところで、現在預金総額が百
三十億円でございます。これは三十七年に成立し
たしております。

それからもう一つ、振興基金という制度もござ
います。これは毎年度に全信連が剰余金の一部を
基金として積み立てまして、この運用益によつて
低利の貸し付けを行ないますもので、積み立て額
が二十三億円、三十五年に成立をいたしてござ
います。

それから、お尋ねの信用組合でございますが、
これは全国信用組合保障基金機構がございます。
昭和四十年に発足をいたしました全国信用組合保
障基金が解消いたしましたので、基金二十億円を新基

金を引き継ぎまして、四十四年の七月に成立いた
したものでございます。支払い準備所要額の二
〇％内で運営委員会の定める額、これを定期預金
として預入いたしまして、融資の限度額は特に定
めておりません。四十七年度末までに二百億円を
積み立てるといふ予定になっております。

○平林委員 ただいまのような趣旨で、それぞれ
裏付けとなるべきものの準備体制をとられてお
ることはけつこうな方向だと思つておりますが、
都市銀行、地方銀行はこういう構想がないんであ
りますけれども、これはいかがなものでしょう
か。その理由はどういふところでしょうか。この
間参考人に実は私聞きたかつたんですけれども、
ちよつと順番でなかつたから聞きそこなつたの
で、かわつてひとつ銀行局長からお答え願いた
い。

○近藤政府委員 現在、都市銀行、地方銀行の場
合は、みづから十分の流動性資産を保有すること
によりましてそれらの場合に備えるという体制で
事に当たつておるわけでございます。なおそれに
対しまして、預貸率の指導というよりな形で、行
政当局といたしましてでもできるだけ資産内容の改
善につとめてまいりたいというふうに考えてござ
います。

○平林委員 この間の意見の中にも、たとえば中
小企業を対象とする金融機関におきましては、都
市銀行あるいは地方銀行と比較いたしまして、ど
ちらかという過密過疎でいへば過疎の分野も担
当しなければならぬ。こちらのほうに預金が集ま
るからといって、はいさやうならんといつて去るわ
けにはいかなない公共性を持つておるといふよう
な貴重な御意見が出ております。そのために融
資は、過疎地域の産業を育成するために、特別に融
資ワケを与えてその地域の産業を助成することま
で考える必要があるという御意見までございまし
た。私は、金融機関が一つの社会的責任に立つた
場合には、余力があればそういうような構想もあ
り得る、また望ましい方向であると考へてその意
見を聞いておつたわけなんですけれども、都市銀

行、地方銀行においてもやはり、ただ利益をあげ
るということだけに専念をしないで、そうした配
慮が将来において望ましいのではないかとこの感
想を実は持った次第でございます。いづれにいた
しましてこれは私の感想でございます。また
御検討いただきたいものと考へております。

いろいろ申し上げたい、質問したいことがあり
ますけれども、大体この辺で私の質問は一応終
わつておきたいと思つております。

○毛利委員長 阿部助哉君。

○阿部(助)委員 この預金保険法案についてお伺
いしますが、これは第一条の目的並びに提案の理
由のところにありますように、これは預金者の保
護という点を最重点にして、それに徹するとい
ふことで理解をしてよろしくございますか。

○近藤政府委員 そのとおり御理解いただいて
けつこうでございます。

○阿部(助)委員 この第一条に「預金者等」とい
う、「等」という字がありますが、これはどうい
うのをさしておられるわけですか。

○近藤政府委員 たゞ元本保全契約のある指
定合同金信託、貸付信託等の受益証券の保有
者、そういうものをさしておるわけでございま
す。

○阿部(助)委員 いま預金者が一番不満に思つ
ておる点、また保護しなければならぬという点
は、政府のほうではどういふ問題だというふう
にお考えなんでしょうか。

○近藤政府委員 これは歴史的には、御高承のよ
うに金融行政全体の柱がそつてございまして、預
金者に元本の保障をする、言いかえれば支払い不
能の事態を絶対に避けるということが金融行政全
体の眼目でもあり、歴史的にもそれが一番大きな
こととされてまいつたわけでございまして。最近の
事態におきましては、その問題とあわせて物
価上昇と預金金利との関係、そういう面からの預
金者の保護ということが新たな問題として浮か
び上がつてきておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 私もいま当面一番預金者の不満

は、預金金利をこえる物価の上昇、すなわち預金をしながらだんだん自分の資産が減っているという、このばかばかしいことに対して、国民は、預金者は一番大きな不満があるだろうと思うのであります。そういう点で政府のほうではそれとのバランスをどうとるか。大蔵大臣も預金金利をこえる物価の上昇は万難を排しても避けねばいかぬということをおっしゃるんだけれども、現実には御承知のような物価上昇だ。この問題を解決しないで預金者保護だなどという法案を出されても、どうもびんと来ないわけです。これは次官、どういふふうに政府のほうでは考えるのですか。もつと本腰を入れて物価問題に対処しなければ、いまの時点で預金者の保護の法案でございすなんていうても、私もどうもびんと来ないんでございすすが、いかがですか。

○中川政府委員 阿部委員の御指摘のとおり、預金者にとつて物価上昇以下の金利であるというところの不満は非常に強いかと存じます。しかしながら、預金者保護の立場から金利を動かすというものはおのずから限度があるわけで、その預金金利を動かしますと他の金利にも当然影響を及ぼしますし、そこで、金利で操作できる範囲のものはできるだけいたしますけれども、本質的には物価の上がることについて、財政、金融その他農産物の流通機構等々、万般にわたつて本腰を入れて物価の上からないことに万全を期すべきだといふふうに思っており、政府もその方針でやっておりますが、なかなか思うとおり物価が下がらないという悩みがありますが、さらに一そう万全の策を講じて対処すべきであらうというふうに存じておるわけでございます。

○阿部(助)委員 これは努力をしておるとおっしゃるで、努力はしておるのでしょうかけれども、努力をして物価安定がでないというところは、これは無能だということなんでして、無能な内閣はやめてもらひ以外手がないんでして、無能だということのみならず認められるならば、この辺でやめていただくことが国民のためには一番いいんです。けれども、この際に、この時点で実際、預金者保護なんという法案を出されるのは、私は、私はどうも理解ができないのです。もう一つきようお伺いしますが、百万円以下の預金というものは、これはどれぐらい金額にしてあるんですか。

○近藤政府委員 金額で申しますと全体の八三%でございます。

○阿部(助)委員 全体の八三%というのは金額にしてどれぐらいになりますか。

○近藤政府委員 正確な数字がございせんて恐縮でございますが、大体二十四兆円ないし二十五兆円くらいだと思います。

○阿部(助)委員 大蔵省からいただいた資料を見ますと、個人の場合、百万円以下の預金者は九七・五%、二百万円以下の場合には九九・三%という、ほとんど大半が二百万円以下の預金者である。しかもそれが二十四、五兆円の預金をしておる。そうするとこの人たちは、毎年物価上昇、貨幣価値の低落ということで損をしている、こういうことに理解してよろしゅうございすか。

○近藤政府委員 主として消費者物価との関係におきましてはお説のとおりであらうかと存じます。

○阿部(助)委員 大衆の預金者がこれだけ損をしていったら、一体この損した分はどこへいくのですか。

○近藤政府委員 直接的にどこへいくかというところはなかなかむずかしい問題でございすが、やはりこれによつて損をした部分が債務者のほうに反射的な利益として及ぶということは十分に考えられることでございます。

○阿部(助)委員 私もそう思うのです。結局、大企業、大銀行、融資を受けて事業をしておられるほうへいくんじゃないか。おたくからいただいた資料によりますと、東京証券取引所の一部、二部に上場してある会社の融資というものが大体三十兆円くらいだと思いましたが、そんなものでございまいしょうか。

○近藤政府委員 大体そのくらいの数字でございす。

○阿部(助)委員 そうしますと、いまの御答弁からまいりますと、大衆のほうは預金をして損をしている。大企業のほうはたいへん融資を受けて、これがもうかっている。何かどうするほうにあって、いるようなものであつて、大衆はたいへんなどろぼうに持つていかれておるわけですね。三億円の事件の犯人をさがすなんというのを政府は一生懸命やつておるようだけれども、これだけにつきりしておる犯人を何で何か処理しようという気が政府にはなぬのですか。これで預金者保護の法案でございすなんといつて出されても、大衆は納得しないと私は思うのです。三億円事件の犯人をさがすなんというのは二の次でいいから、まずこの犯人を国民の前に明確にするということが政府の一番の、預金者保護の点からいってお仕事だと思ふのですが、次官、どうですか。

○中川政府委員 三億円の犯人以上の犯人のようなお説であります。金額からいくと、なるほど比較にならぬ大きな問題ではあります。犯人扱いするのかわりには、国民の皆さんに迷惑をかけるおることだけは事実であらう。したがつて、三億円の犯人は司法当局が一生懸命になつておりますが、大口のほうの問題点については内閣あつて全力をあげていこうとありまして、まだ納得のいく十分の解決がでないことは遺憾であります。さらに御指摘もありましたので最善を尽くしたいと存じます。ただ、それができないから、預金者保護の今回御提案申し上げております法案が必要ないかといへば、これはこれとして進めておいて、さらにその上に物価上昇の抑制には全力をあげる。並行的に進めるべきものではないか、かように考えます。

○阿部(助)委員 いま定期の預金は五・七五%でございすね。それで百万円までは税金がかかりませんが、それをこえた場合の税金の分を控除するなどのくらいになりますか。

○近藤政府委員 五・七五%に税金がかかりましたあとは四・六%でございす。

○阿部(助)委員 そうすると、今年度の物価上昇が大体七・八%ということになると、これはたいへんなことなんですよ。これは私が申し上げるまでもなくたいへんなことであつて、大衆預金者というものは、もう非常な大きな金額を持つていかれておるということなので、これは銀行局だけの問題でございせんて、政府自体に本腰を入れてもらわないと、ほんとうに国民大衆はだまされておるということになるのではないだろうかという感じがするわけであります。皆さんから「預金保険法案要綱」というのをいただいたので読むのです。最近における預金の大量化の進展」というのは、大衆、非常に広範に預金ができる、こういうことですか。

○近藤政府委員 一つは、口数がこの五年間に五割ふえたというふうな、口数が非常にふえてまいつたというのをさしてあります。それからもう一つは、やはり公共料金の自動振りかえというふうなことを通じまして大衆が預金口座を置き、かつそれを利用することの機会が従来に比ばまして非常にふえてまいつたといふことでございす。

○阿部(助)委員 その次に、「金融機関相互間の業務の関連度の増大」ということはどういふことなのでございすか。

○近藤政府委員 これは、たとえば相互銀行が普通銀行と提携をいたしまして相互の間で預金の受け払いをするというふうなことで、あるいは調査業務等につきまして、特に異種の金融機関の間で提携協調を行なつておる事例が最近著しくふえてまいつたといふことをさすわけでございます。

○阿部(助)委員 ある意味で、これは銀行相互間の電算機の利用であるとか、いろんなことで、いまおっしゃるような受け払いも関連をしていくというところであるが、同時に、これは系列化の傾向をその場合にだんだん強める、こういうこともあつたんじゃないでしょうか。

るスケールメリットと称しますが、系列的な動き方をすることによって規模の利益が出るような場合には、これは大いに助長をする。そのかわりに、そういう系列的な動き方によりまして公共性をそこなうような動きになります場合にはこれを抑制するという方向が、基本的な方向として金融制度調査会でも打ち出されておるわけでございませう。私もそのようなつもりで臨んでまいりたいと考えております。

○阿部(助)委員 あとのほうはつけ足しがありましたが、結局、これはだんだん系列化をしていくということだろうと思つてあります。

それで、「経済の国際化に伴うわが国をめぐる経済環境の変化等の事態」、これはどういうことですか。これは日本の経済もだんだん国際競争をしなければいかぬ、海外進出をしなければいかぬ、こういうことを「環境の変化」、こう見ておるわけですか。

○近藤政府委員 基本的にはただいま御指摘のとおりでございます。さらに、海外からの刺激によりまして産業構造が急激に変化を遂げているというふうな事態、あるいは外国の金融機関が進出してくるといふようなことによる影響、それらの点をも含めましてそこに述べておるわけでございませう。

○阿部(助)委員 そうしますと、この文章のその次の「この際」云々「預金者保護に万全を期するとともに」などという文章は宙に浮いてしまつた文章なんです。『かんがみ金融機関の経営』云々と統一してもいいのが、ここに無理に差し込んだような文章に私は感ずるのであつて、どうも預金者保護という点に、私はいささか全体として疑惑というか疑問を持つわけであります。

それならば次に伺いますが、都市銀行の方々までおつしやつておるし、この「金融制度調査会資料」の第三巻「預金保険制度」にもあるのではありませんが、各所に見えるのは、都市銀行等は自分自身で過保護である、こうおつしやつておるところがたいへん多いわけです。そこで私も幾つ

か——そうだと思ひますけれども、銀行局長から銀行の過保護であるという点をひとつ具体的に項目をあげてお知らせを願ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 過保護の点がどこであるかというところは、ある程度、程度の問題もございませうが、まず従来から過保護の点といわれてまいりましたことは、まず第一は銀行店舗の規制、それから預金金利の規制、それから配当の規制、さらには経理につきまして外からにわかにかかれないといふような形式、つまり統一性、継続性のルールが定められていたかつたということ、これらの点が特に過保護の点として指摘された点であるかと存じます。

○阿部(助)委員 いまおつしやつたのは、店舗の規制、金利の規制、配当の規制、経理の問題と、こうおつしやつたのですが、その程度ですか。

○近藤政府委員 その中でも特に預金金利、これはいわゆる銀行の主要のといひます、唯一の商品でございませう。金利のいわば仕入れ値段でございませう。この預金金利につきまして比較的低い水準でございまして、それによりまして、その運用につきましては、わりあい幅があるということ、そこで利幅が確保されておつた、この点が一番大きな点であるかと存じます。

○阿部(助)委員 私も幾つか、やはり店舗の新設は許可制というか免許制というふうなことであります。あと特別措置等で保護がされておるというふうなこともありますが、この点はどうなんです。かね、今後自由競争というのを、競争原理の導入というのをおつしやるのですが、その場合に、こういうものは逐次是正をしていくという方向なんです。このままでいくということなんです。

○近藤政府委員 この点につきましては、御承知のように、ここ数年の金融制度調査会の論議を通じて、このようないわゆる過保護行政から脱皮をしなければならぬ、そして適正な競争原理を導入して金融の効率化をはかる、金融機関の体質強化をはかるということが必要であるというこ

とでございまして、具体的な方法といたしまして、たとえば店舗規制の弾力化、あるいは預金金利の規制の弾力化、配当の規制の弾力化というふうなことが相次いで行なわれてまいつたわけでございませう。そのようなことによりまして、従来のいふゆる過保護行政からの脱皮がはかられたわけでございませう。

○阿部(助)委員 都市銀行等の大銀行と、信用金庫等の中小企業を相手にしておるそれとの、制度上の違いというのか、保護のしかたというのか、有利、不利という観点からの違いというのか、どういふところなんです。

○近藤政府委員 まあ、中小金融機関と大銀行とのいづれがより過保護であるか、有利であるかというふうな点につきましては、いろいろな見方があろうかと思つてございませうが、概して申し上げますと、経営体質の弱い中小金融機関につきましては、具体的な行政指導の面におきまして、その経営が困難となることのないよう、かなりきめこまかい配慮をいたしております。具体例をいいたしましては、たとえば信用金庫、信用組合等の預貯金の利率につきましては、銀行の預貯金の利率よりも高い利率を適用するという特例を認めまして、預金が吸収しやすい体制をとっております。それからまた店舗行政等の際の基準の一つとなつてます営業用不動産比率につきまして、中小金融機関の場合には七〇%ということですが、普通銀行の五〇%に対してかなり緩和された比率を認めております。それからまた統一経理基準の適用、これによつてガラス張りの経理をやれという趣旨でございませうが、これにつきましても、中小金融機関につきましては実施時期を銀行よりもおくらせるというところのほか、経過期間につきましても、一、二年の例外規定を設けていたといつたところで、概して中小金融機関につきましては、ある程度保護を厚くすると申しませうが、きめこまかい配慮をせざるを得ない情勢にあるかと思ひます。

○阿部(助)委員 ある意味でいうと、競争原理の導入という、こういうときに、大きなほうは何と

いつたつてこれは有利になる。しかも扱う商品といたして、うちの貨幣は品がいいというわけにはこれはまいらぬのでありまして、そうすれば大きなほうが大んだん有利になる。証券界なんか見ましても、大きなほうは大んだん大きくなって、二、三位を大きく水をあけていくことになるのは当然のことです。ところがいま伺ひましたところを見ると、過保護なのは中小の金融機関のほうであるというふうな、私の見方やいろいろな点と全く逆な方向で銀行局長はおつしやるのだけれども、過保護だといつておるほうは、この本を見ましても都市銀行のほうの方々がむしろ過保護だといふと、たとえばここに載つておるの、三井銀行の小山五郎さんが過保護だ、こうおつしやつておるのであつて、先日の参考人の方々の中でも、信用金庫のほうの方々は、むしろ不公平だ、そこに競争原理の導入ということになれば、結局は大銀行に吸収されていくという危惧の念をお持ちになつておつたといふ話の中で感じたわけでありませう。ところがいまの局長さんのお話によりまして、何かこつちのほうへばかり過保護なんだ、こうおつしやるのですが、そんなものでしょうか。こういう点もあるでしようけれども、どうもそうではない面もあるものであつて、片一方を少し伏せられておるのではないですか。

○近藤政府委員 確かにおつしやるのとおり面があるわけでございませう。だからこそ中小金融機関についてきめこまかい配慮が必要になる。中小金融機関について過保護であると申し上げておるわけではございませう、中小金融機関についてある程度の保護を加える必要があるという趣旨のことを申し上げたわけでございませうが、その趣旨は、やはり金融機関というものの特殊性から申しまして、一般の企業の競争の場合とはやや違つた面があるのではないかと。そこが金融制度調査会においても後半の議論において特に強く強調されました公共性の議論がまさにそれをさすわけでござい

ます。一般の企業の競争の場合と違ひまして、金融機関の場合には中小金融機関が地域金融として、特に取引先に十分な目を注ぐというようなことが必要でございまして、それらがたゞいたずらに、先ほど御指摘のありましたような系列化とか、いろいろな方法によつて統合をされてまいることによつて、十分な社会的、公共的な機能を果たし得なくなるということになつては、これはたいへんなことでございまして、その点について十分公共性の観点から考えていかなければならぬ。先ほど申し上げました中小金融機関に対してきめのこまかい措置をとるといふことも、中小金融機関が過保護であるといふことではございませんで、中小金融機関に対してはそういう措置をとつてまいりながら、全体としては金融機関の體質の強化、効率化といふことはかつていくことが必要である、そういう趣旨で申し上げたわけでございまして。

○阿部(助)委員 この法律のほんとうのねらいといふものが、私はどうも敵は本能寺のような感じがするわけですが、それは調査会の、何ですか、五ページを読んでみますとこうです。「預金保険制度は、このように、従来の金融機関に対する過保護の体制を改め、適正な競争原理を導入してゆく前提として、まず預金者保護の措置を講じておくための手段として検討が行なわれてゐるわけであり、」ここからです。さらに「つまり、この制度は金融効率化を推進する基盤づくりとして、金融再編成への重要な役割をになうものとみられてゐるわけである。」こういつてゐるのです。こうしますと、競争原理を導入してゆく。外国の金融機関もくる。効率をよくしていかなければならぬ。しかもまた日本の企業はだんだんマンモス化していく。昔のように系列銀行といふか、たとえば三菱なら三菱銀行からだけ融資を受けるのではなくとも足らないといふことで、企業の大規模に伴つて金融機関自身も大規模していかなければこれはなかなかうまくいかない。そこで金融再編成といふものが考えられた。その再編成となれば、

そこで中小のこれを合併あるいは吸収していかざるを得ないであろう。そういうことがあるから、そこで小さなものが締め上げられて倒産する、つぶれるかも知れぬ。このときにこの法律が生きてくるといふことであつて、この法律は、預金者保護といふことももちろんいわけではなないでしよう。だけれども預金者保護のためにのみこれが出るよりも、むしろここで書いてあるように金融再編成、そのための歯どめとしてこの法律が出されたといふふうに、この文章の解釈からいけばそういうことになるのじゃないですか。私のこの文章の解釈が間違ひなんでしょうか。

○近藤政府委員 金融制度調査会の議論の途中、ことに初めの部分におきまして御指摘のとおり議論があつたことは事実でございまして。そうして、それに対して金融制度調査会の最後のこの大のコンセンサスは、そういうことでは困る。言いかえれば、金融機関の急激な再編成を行なつて、それで弱小金融機関がばたばたとつぶれる、それを救うための預金保険制度というように考へ方はこれは一切困るのであつて、そのようにことが絶対ないように行政府、検査面での指導を平生からやるといふこと、そしてそれは別にいわけは伝家の宝刀と申しますか、そういう形で預金保険制度をつくるというところが、最終的な結論として出されたわけではございまして。私もそのように考へ方の方で立つておりますわけではございまして、金融制度調査会の途中で、初期の段階に示された、いまお述べになりましたような見解は私もものとするところではないのでございまして。一方、国際化を控えての再編成問題というようなことは、金融制度調査会答申においても、特に都市銀行間の問題として、特に寡占の弊害がないような場合には、大いにスケールメリットの發揮のできるような再編成を行なうべきであるといふことが述べられておりますが、これは弱小金融機関、中小金融機関と大銀行との関係という形では述べられていないわけではございまして。そういう次第で、ただいまの私の預金保険制度に対する考

え方は、急速な再編成のための備えというふうな気持ちには毛頭ないのでございまして。

○阿部(助)委員 銀行局長、いろいろお話がありましたけれども、私が読んだこの文章で、私の解釈はビントはずれでしょうか、こういうお伺ひなす。

○近藤政府委員 ただいま読み上げになりました文章は答申の中の文章ではないと存じますが、議論の途中においてそういう議論がありましたことは、個人的にそういうことを特にお述べになつた方があつたり、あるいはそういうことを言つた人々がいたといふことはそのとおりであつたかと思ひます。

○阿部(助)委員 これは個人の意見なんではないのかね。どうもそういうふうには受け取れないのですが、「金融効率化と競争原理の導入」というのが一番に出て、「二番目には過保護の是正と預金保険の導入」といふふうに出てゐるわけですが。あといふ問題がありますけれども、一番最初の、私はやはりこれは一番大事なさわりだと思ふのですが、そこにそう出てゐる。そうすると、銀行局のお考えが変わつたのかどうなのか。

もう一つは、じゃ、この預金保険は、各都市銀行も地方銀行も、その他信用金庫も、ほんとうにこの時点で賛成をされたのかどうか、その点はどうです。

○近藤政府委員 金融制度調査会における考へ方の変化といふものは確かにあつたかと思ひますが、銀行局側におきまして、特にいまお示しのような意味での変化があつたといふふうには考へてはおりません。

それからもう一つ、各業界が賛成したかどうかという点におきましては、各業界とも賛成をいたしてゐると考へております。

○阿部(助)委員 なるほど、この前参考人において述べた方は、結論としては、都市銀行の方も信用金庫の方も賛成をされたことは事実であります。しかし皆さんのほうも——これは個人的なお話ですが私ここであまり取り上げませんけれども、

ども、どの都市銀行も地方銀行も、この法案には賛成じゃないが、大蔵省のほうが熱心なので、結局、まあ表面は賛成したといふことになつたといふように聞いてゐるのであります。どこもあまり賛成じゃないものが、こへ、公の場へ来ると、賛成だといふおつしやる。どこも賛成じゃないものがこつて法案になつて出てくる。ほんとうに賛成をしておられるのですか。そこをもう少し……。

○近藤政府委員 それはいわば業界の利害を越えた公共的、中立的立場からの制度でございまして、業界の利益だけにとらわれる人々がかりにいとすれば、あまり賛成はしない。しかしほんとうに業界の利益だけの立場を離れて、大所高所に立たれた方々は御賛成になるという性質のものであろうかと存じます。先般ここで参考人として意見を述べになりました方々は、いずれも業界の利益を超越した立場で、大所高所から御賛成になつたものであります。したがつて、ただいままたそういう人々を中心としたしまして、各業界とも大所高所の立場から公式には賛成をしておられるといふことであらうかと存じます。

○阿部(助)委員 前にもこういう試みがあつたけれども、一つは、全体の、都市銀行から信用金庫までひつくるめたという形ではなかつた。それがあつて、一番倒産や何かの危険性のある相互銀行や信用金庫だけやれば、何か自分でこつていふものををつくることによつて世間の信用をなくするといふ思惑もあつて反対をされる。大きいほうは大きいほうで、倒産する気づかいもないのに保険料を納めたり金を出すのはいやだといふことで反対があつた、こつ聞いてゐるのであります。私はその点はさうだろつと思つてゐる。ところがこの時点で、一步譲つて皆さんがみんな賛成だとしても、大蔵省はなぜこの時点で大所高所からこれを推進をされたのか、なぜいまの時点でこれを出さざるを得なかつたのかといふ点が私にはまだどうも理解ができないのです。そういう点で、先

ほど来お伺いしておりますように、預金者保護という点でも、私は皆さんの言うとおり額面どおり受け取らない。同時に、いまの時点でなぜこれをこうやって出されるかという点が私にはちよつと理解ができないのですが、そこを説明していただきたい。

○近藤政府委員 いまの時点で特にという線は、一つは先ほど来お触れになりました国際化の問題、それからまた国内におきましての預金の大衆化、それから異種金融機関の間の業務の連携の度合いの緊密化、そういったような情勢を踏まえまして、かねがね必要と感ぜられておつた預金保険制度について特にこの時点で推進をいたしたいということと、たまたま金融制度調査会におきまして、その最重点施策の一つとして、昨年七月の答申において預金保険制度の創設が必要という答申を出されたこと、それらの諸般の事情を勘案いたしまして、いまの時点においてぜひ御審議を願いたいというふうな運びに至つたわけでございます。

○阿部(助)委員 「競争原理の導入」というのがここには非常に強くうたわれておるのですが、これも大蔵省のお考えと違ふのですか。この文章をすなおに受け取つていいのですか。それとも、これもさつき読み上げたところと同じように、それは当初の審議会の御意見で、いまは大蔵省はそんなことは考へておらないのですか。それによつて質問が違つてきますので、そこをもう一ぺん念を押してお伺いしたいと思います。

○近藤政府委員 その「競争原理の導入」というところにもおそろく「適正な」という形容詞がつけてあると存じますが、その「適正な競争原理の導入」ということで当初からいわれたわけでございませう。にもかかわらず、先ほど来御指摘のように、金融制度調査会のある時期の論議におきましては、「適正な」という形容詞が忘れられがちであつて、「競争原理の導入」というほうに非常に力点が置かれた時期があつたことは御指摘のとおりであらうと思ひます。現在におきましては、

昨年七月の答申が出る前の六月あたりから特に公共性という観点で強く導入をされましたというところは、「適正な競争原理」のうちの「適正な」ということばに非常なウエイトが置かれたというところでございませう。

○阿部(助)委員 「適当」が「適正」になつておるあたりはわかりませうけれども、そうじゃなしに、全体としてびしやりでなくとも、おおむねこの文章の方向で皆さんはこの保険制度を考へ、いまの銀行に対する行政指導をお考えになつておるのか。それとも——さつき私は念を押さずに言つたのだから、それは当初の意見ではそうだったけれども、われわれはそうでないんだみたいな話をされたのでは私の前提はみんなひっくり返つてくるのを念を押しておるのですか、「競争原理の導入」というこの文章はおおむね皆さんも同感なんじゃないのですか。違ふのですか。そこだけなんです。それでないか私の質問はちぐはぐになつてしまふので……。

○近藤政府委員 「適正な」ということを強調する限りにおきまして同感でございます。

○阿部(助)委員 先ほど局長から小さいほうのめんどろを見ておるみたいなお話をしつゝやるけれども、こういう証券であるとか銀行のように、商品が特殊な商品であるという場合には、えてしてこれは信用というものが一番大きな武器になつてくると思ふのです。その信用とは何だといへば、結局、ある意味でいへば大きいということだと思ふのです。大きいからつづぶれないということだと思ふのです。そうすると、いまの競争原理の導入という場合に、私は、相互銀行、信用金庫などというものと都市銀行というものは、これは幼稚園の生徒と大学生みたいな体力の差があると思ふのです。これを競争原理の導入なんというところで競争させれば、やはり小さなのはどんどんつぶれてくる。そこで、さつき読み上げたように「金融再編成への重要な役割」ということでこの預金保険制度が考へられてくるということに結局はなるんじゃないか。結局そういうことになりはせぬので

すか。どう否定してみても、競争原理の導入、それが適当であるか適正であるかは文章のあややすが、競争原理の導入というところでこれを走らせれば、幼稚園のほうは大学の生徒に負けるのはあたりまえなので、結局大銀行への系列化、そういう問題がある。だからこそ、そのときの手当てとして預金保険制度が必要だといふふうに理解するのが理論的なんじゃないでしょうか。いかがですか。

○近藤政府委員 そのような意味での競争はさせないようには、「適正な」と申ししますのは、やはり公共性のつとつた競争でなければならぬ。具体的事例を申し上げますれば、たとえばメーカ間の競争という場合には、良質の品物が安価に出回るといふことであれば、特に寡占価格というふうな問題が生じない限りは、競争が極限まで行なわれて一般的には差しつかえないと存じますが、金融機関の場合につきましては、たとえば地域金融機関がその地域に、非常に多くの取引先のある意味で死命を制するような形で存在するというのが日本の現状でございます。一種の運命共同体と申しますか、そういうものの中心にあるような形で中小金融機関、地域金融機関というのが存在するの現在の日本の実情であらうかと思ひます。そういう場合には、それらの金融機関が簡単に他の大規模のものに取つてかわられるというところによつて、はたしてその地域の金融がいままでのように順調に行なわれるかどうか、その辺に非常に大きな問題があるわけでございます。そこで、金融機関と金融機関との間の競争という場合には、一般のメーカ間の競争の場合などとは非常に違つた側面がある。その辺を十分考えた上で競争——かといつて、全然競争原理が導入されませんと、いわゆる護送船団行政、過保護行政、温室行政というふうなことも相なりますので、その間の調和をはかりながらいゝ適正な競争原理の導入をはかつてまいらうことは実行上たはいへんむずかしいことではございますが、そのむずかしい道を歩んでいかなければならぬのが金

融行政であらうというふうに考へておるわけでございませう。

○阿部(助)委員 だから私の申し上げたいのは、競争原理の導入、けつこうであります。だから、それならば、現実に中小企業の体質は、日本の場合特に弱いわけです。そういう問題点に対して、これは銀行局だけの問題じゃありませんけれども、全体としてその体質改善にもつと努力をし、そのめんどうを見る、信用金庫や何かのめんどろをある程度見る中で競争原理の導入というものがとらるべきではないか。たとえば、信用金庫等においてはまだ資金力が弱いとすれば、ここに何がしかの金庫債を認めてやるとか、そういうものも考へてやりつつ競争原理の導入でなしに、ことばは「適当」が「適正」になつて、変わつてみたりしておりますが、ことばは適正だなんて言つたつて適当だなんて言つたつて、どれが適正でどれが適当で、どつちがいいのか悪いのか、われわれ国民はわからないのです。皆さんは適正というのと適当というのとたいぶウエイトが違ふのだ、こゝろおつしやるのだが、それならば、適当というのはどういふところであつたから、今度適正にするところどういふところがよくなるのだという御説明をいただかないと、二字のことばをどうひねくり回してみたら、こんなものはわけがわからない。そうすると、もつと具体的な手を打つて、その上でやりませんと、いままで打つて、好況だといわれても中小企業は非常に倒産をしておるわけだ。また、これの体質改善が必要だとすれば、そういう問題もからめつたりませんと、ただ銀行、金融機関の効率化、競争原理の導入というところをおやりになればやはり倒産をしていくだらうという点で私はこの法案全体を見、倒産した場合の問題として、百万円以下の預金がある程度保護する——しないよりは保護したほうがいいのです。しかし、その大前提が少し狂つておるのではないだらうか、欠けておるのではないだらうかという点で、私は疑問を持つわけであります。

そういう点で、この法案の一番のねらいは、局長が何と言われようと、私はやはりここにある文章どおり、金融再編成、その中で系列化の進展、そういう中でこの法案がこの時点で必要になつたのではないか、こう考えざるを得ないのでありまして、私はそういう点で、もう少し中小のめんどろを見ておる信用金庫、相互銀行のほうにも手を差し伸べながら、日本の中小企業の体質の改善のほうにウエートを置きながら進めてもらわないと、結局吸収、合併という形に入らざるを得ないです。そういう点はいかがですか。

○近藤政府委員 たいまお述べになりました御見解に私も全く賛成でございます。先ほどお読み上げになりました部分は、はしがきの中で下から五行目か六行目のところで断つておりますように、この解説はあくまでも執筆担当者の個人的な立場から解説したものであるということが断られておりますが、その解説のお読み上げになりました部分は私どものところないところでございます。

○阿部(助)委員 時間だから終わります。

○毛利委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、預金保険法案について、明十七日、日本銀行副総裁河野通一君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本会議散会後、直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後三時三十七分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号 昭和四十六年二月十六日

す。

この際、先ほどの理事会の協議に基づきまして、国有財産に関する件について調査を進めま

す。まず、国有農地の払い下げ問題について政府から説明を求めます。農林省堀川管理部長。

○堀川説明員 このたびの農地法施行令の改正等の概要とその経過につきまして、若干御説明申し上げます。

農地改革によりまして国が強制買収した等の農地を国所有のまま管理しておるわけであります。こういう国の管理しております国有農地等は、現在までのところ、公用なり公共の用に供することとが相当と認められる場合におきましては、農林大臣がいわゆる不買地の認定というのをいたしまして、その土地は、旧地主がおります場合には、その旧地主に売り払わなければならないという法律の八十条の規定に従いまして、売り払っております。その後、こういうことで進めてまいりましたわけでございますけれども、市街化が非常に進展してまいるといふようなことで、社会、経済情勢の変化がございましたが、重ねまして、去る一月二十日に、最高裁判所の大法廷の全員の一致の判決におきまして、現行の農地法施行令第十六条四号に不買地の認定をすべき場合として、先ほど申し上げました公用、公共用等に供する場合が書いてございまして、その認定の対象たり得る農地の範囲を規定するその基準は法律の委任の範囲を越えておる、よつて無効であるという判決があったわけであります。

政府といたしましては、最高裁判所のその判決を尊重いたしまして、今回農地法施行令の改正を行なひまして、同令の十六条に、不買地に認定をすることができるといふこととして、次の場合を追加をいたすことになつたわけであります。その一つは、市街化区域、市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域内にある土地等というものが一つ。第二番目は、災害により農地等として利用することが著しく困難または不適当となつた

土地等であります。三番目にはその他といたしまして、自作農の創設または土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等、こういう三つの種類のものが追加をされたわけでございます。

このような政令改正に伴いまして、従来よりも強制買収をいたしました国有農地等を旧所有者に売り払う場合がふえてまいるといふことになるわけでございますが、現行の土地事情からいたしまして、これら国有農地等を積極的に公共用に活用することがきわめて重要な課題である、こういう認識のもとに関係省庁の事務次官の申し合わせを行ないまして、その中で農林省は各省庁並びに都道府県の協力を得て、国有農地等の公用、公共用等への利用計画の有無を緊急に調査をする。またその調査の結果に基づきまして、農林省といたしましては、不買地の認定並びに旧所有者への売り払いの事務を進めるにあたりまして、利用計画が公共用にあるという場合には、可能な限りこれを公共用等に活用されるように関係者を指導してまいらる。なおまた、旧所有者に売り払うことを要しない種類の国有農地もございまして、これらはもとよりつとめて公共用等に活用されるようにしてまいらる。以上のような措置の具体的を実施を円滑に行なうために、各省庁の担当課によりまして連絡協議会を設ける。このような措置を関係省庁の事務次官申し合わせといたしまして、政令の改正とあわせて決定をいたしましたところでござい

ます。

以上が経過の概要でございます。

○毛利委員長 質疑を許します。松尾正吉君。

○松尾(正)委員 いま経過を伺つたのですが、要するに一月二十日の判決並びに農地法に基づいて政令を改正し、これを売却することにした、こういうことでありますが、この発表以来、国民はことごとく、あまりにも常識をかけ離れた処置である、こういうことで憤激をしております。

そこで逐次伺つてまいりたいのですが、国有財産の払い下げをするということについては、まず理財局長はこれをいつ知つたか、それを最初に伺つておきます。

○相澤政府委員 日には正確に記憶いたしておりませんが、二月の初めだったと思ひます。

○松尾(正)委員 それから、一つ政務次官に伺いたのですが、いままで予算委員会、さらに担当委員会等でも重大な問題として連日新聞に報道されている。とにかく内容はこれから逐次詰めてまいりますけれども、あまりにも非常識を二四五十銭というかけ離れた価格、さらには公平という点から見てもあまりにも公平を欠いた処置、さらに法的にきわめて疑問が多い、こういう問題について、国有財産を管理する所管省でも何らここで説明をされない、そして今日国民が憤激をするような中でこういう状態に扱われるようになった、こういう措置がはたして行政上妥当だと考えるかどうか、その点を中川政務次官から伺いたい。

○中川政府委員 国有農地の所管官庁は農林省でございますので、大蔵省は直接これを所管はいたしておりません。おりませんが、国有財産を総括しておるといふ立場は大蔵省は持つております。そういう観点から見まして、あたかも二四六十銭という値段は非常に非常識のように、一見、見えるわけでありまして、現行法律制度を忠実に履行するといふ立場、または先ほど管理部長から御説明がありましたように、最高裁の判決を受けました以上は、こういう措置を現在の法制下においてとはとらざるを得ないということになるかと存じます。

○松尾(正)委員 きわめて答弁にならないような答弁を聞いたわけですが、これがはたして妥当な扱いといふふうに政務次官が考えられたならば、これは重大な問題だろと思ひます。あとでまた詰めますけれども、これほど重大な問題を、農林省としてはなぜいままでのきわめて短い期間に秘密裏に政令改正でばつとやらなければならぬか。詳しい事情は省きますが、その点について

はどうですか。

○堀川説明員 先ほども申し上げましたとおり、最高裁で判決が出ましたのが一月の二十日でございます。その判決の内容に、現行の政令が法律の趣旨にたがって無効であるということが明確に判示されておるわけでございますから、法律を忠実に執行する政府の立場といたしましては、一刻も早くそのような無効な政令を改正をいたしまして、最高裁の判決との間に食い違いのないようにするというのが必要であると判断をいたしました。しかし、本問題につきましてはかねて経緯のある問題でもございますし、非常にむずかしい問題を含んでおりますので、できるだけ早く政令を改正することが適当であると思いましたが、関係各省ともいろいろと相談をいたしまして、検討を重ね、過日閣議決定を見るに至った、かような経過でございます。

○松尾(正)委員 判決が出たからなるべく早くということですが、この件については、昭和四十一年の十月に閣議でやはり問題になった。そして次官會議をひっくり返した。その理由として、旧地主には買取対価がすでに支払われている、その後重ねて、総額で約一千五百億の農地報償金が支払われた、こういった問題等があるために、しかも地価の非常に急騰がある、これらを考慮して、いま出すべきではないということがこのときに論議されたのは御承知のとおりです。したがって、そういうふうな地価が急騰する、それからいろいろ国民感情等の問題がある、これらを合わせて経過を見れば、当然、法の不備があるのだから、法律改正をやらなければならないということがそのとき論議されなかったのですか。

○堀川説明員 四十一年当時、確かに先生の御指摘のように、この農地法施行令の一部改正の問題が問題になったことがございまして、そのおりに、先生のおっしゃったような次官會議に一人だけ参加しましたが、閣議において保留になったという経過はございます。その場合に世論等々から非常に激しい御批判があったことは御承知のとおりで

ございますが、今回の場合には、先ほどのように政令の規定が法律に違反をしておりますとして無効であるということのほかに、最高裁判所の判示の中には、強制買取をいたした国有農地等は、これを自作農の創設の目的に供しないことを相当と認める、そういうような客観的な事実がある場合においては、国はこれを旧所有者に売り払わなければならない義務があり、旧所有者のほうには、その国有農地等を売り払ってくれということに国に對して請求する権利があるということが明確に判示をされておるわけでございます。

なお、価格の問題につきましても、四十一年當時におきましていろいろ問題になりましたが、今日におきましても問題になっておりますけれども、価格の点につきましても、いまのような最高裁判所の判示のもとにおきましては、現に客観的に自作農創設の用に供することが相当でないという状態に達した国有農地につきましても、すでにこれを国が売り払う義務があり、その売り払いにつきましても農地法八十条二項に価格についての規定がございまして、その価格は「買取の対価に相当する額とする。」ということが明確に定められておりますために、価格につきましても、いろいろと国民感情に合わないという御批判があることは十分承知はいたしておりますが、その価格にやらざるを得ないことになる、こういうふうな判断をいたしまして、他に格別の名案もなかなか見当たらないということで、十分世論の批判ということも意識はいたしましたが、このような政令の改正をして、政令の改正後におきましては各関係省庁で申し合わせをいたしまして、積極的に、旧所有者に売り払われた国有農地を公共用地に活用する、こういう以外に道はないのではなからうか、かように判断をいたしまして措置をとった次第でございます。

○松尾(正)委員 どうも答弁していることが、聞いたことと答えてもらえないのですがね。昭和四十一年に問題になったので、その問題になったという点は法律に不備がある、この法律を改正するということについては何ら検討はなさらなかったのかということは何ておっしゃるのです。

○堀川説明員 四十一年から今回の判決がありま

すまでの間におきまして、法律問題を含め、もちろんその中には立法という問題を含め検討はいたしましたけれども、結論がなかなか得られなかったわけでございます。そういうところから一月二十日の最高裁のこの判決が出たわけでございます。これはかなり、私どもの想定をしておりますものとは違った形で、きびしい判決というふうに考えておりますが、そのような状況のもとで、また新たに法律を直すことの可否等も私どもは内部におきまして検討いたしましたけれども、非常にむずかしいという結論に達しまして、法律改正という措置をとることにはしないというふうに考えたわけでございます。

○松尾(正)委員 いま、長い間検討したけれどもほかに方法がなかったということですが、それは法制局の方、来ていますね。土地収用法に関するところの扱いについてはどうなっておりますか。土地収用法の百六条第三項ですか……

○林政府委員 お答えいたします。

お尋ねの御趣旨は、おそらく土地収用法百六条の買受権の制度の問題だと思えます。この土地収用法自体は、実は憲法の二十九条三項を根拠にいたしまして、一種の基本法といえるようなものと考えてよろしいと思えます。その土地収用法の百六条の買受権と申しますのは、起業者が土地を強制収用いたしました後に収用の目的に供する必要があるとなつたとか、その他一定の事由が生じた場合には、もとよりそれは収用が間違つておつたといへませんけれども、もとの所有者にその権利を返すのが適当であるということでもその所有者に買受権を認めた、こういう規定でございます。そういうしまして農地法との関係を申し上げますと、農地法の農地買取……(松尾(正)委員)いや、第三項だけでいいです」と呼ぶ)なほ百六条の三項におきましては、買受権の公示の際にかりに目的物の価格が著しく上がつておるといふような場

合には、これは起業者と被買収者との関係でございますが、起業者側から訴えをもちまして増額を請求することができ、こういう制度になっております。

○松尾(正)委員 いま農林省のほうでは、農地法八十条に基づく以外に方法がなかった、こういうのですけれども、土地収用法による買い戻しの処置によると、地価の著しい高騰があった場合には、これを裁判所に訴えて請求することができ、こういうものがあるわけです。

それからこれに関連してもう一つ伺いたいのですが、森林法並びに鉱業法等におけるこれに関連する処置はどうなっておりますか。

○林政府委員 森林法と鉱業法等におきまして、土地収用法を準用している部分がございます。

○松尾(正)委員 準用しているのですか。そうしますと、結局原価でなければならぬというきびしい判決が出た、それから農地法の八十条では非常にきびしい、もとの対価でなければならぬ、ほかの方法がないというのですけれども、ほかの法律は土地収用法を基準にして、森林法においても鉱業法においても扱われたいです。この点をひとつ十分頭に置いて、もう一点理財局長に伺いますが、国有財産法における払い下げはどういうふうになっておりますか。

○相澤政府委員 いま該当条文をちよつと点検しておりますが、普通財産の払い下げは時価をもつてするということになっております。

○松尾(正)委員 結局、国有財産法に基づいても、それから森林法、鉱業法に基づいても、ことごとく時価に改める。ほかに処置がなかったというけれども、幾らでもこういうふうな改められるわけです。したがって、この処置がない、こういうことについてはあまりにも、国民が法を知らないのではないか、そこにつけ込んだ言い回しにすぎないのではないか、こういうことでどうしてもこの点については納得できないわけです。

それから次にもう一点。この扱いは、二千二百ヘクタールをもうすでに払い下げてあるので、今

の均衡も考えると、まあまあやむを得ないかなあという気持ちもいたすわけです。

ちよつと余談になりますが、たとえば国の財産を処分する場合には使用目的のはつきりしております。それ以外のものに使つた場合にはその売り渡しは無効になる、あるいはまた、五年たつてもこれがその目的に使われない場合には売り渡しを取り消す、国の土地を処分するときにはそういう処置があります。ところが、やはり旧地主といへどもやはり一国民ですから、一国民の所有権を目的以外のものにはつさばつさと使つてしまふということ、は、国民である所有者を法律の力でないがし

ろにするのじやないかという、あたたかい気持ちも振り向けてやるべきじやないかという感じはいたします。いたしますが、まあ少し返し方の検討が足りなかつたとか、あるいはいろいろな批判があるかと思ひます。ありますので、今後時価で払い下げる方法について、あるいは用途指定について、あるいは税制について、検討する。これが十分万全であつたとは考えませんが、今後、こういった御指摘があることで、検討は進めてみるべきものであらうと思ひますが、ここで撤回をしてこうするということとは、どうも言える状態には、目下の検討段階では、ない、こういうことになるうかと存じます。

機会を得てただしたいと思ひます。とにかくいままでの答弁を聞いてだれ一人これは納得はできないと思ひます。私も全然納得はできません。したがって、重大な問題であるから、どこまでもこれを撤回し、そうして法の不備な点を改正をする、そうして国民の納得のいくような処置を強く私は考えておりますし、これを要求する次第ですが、この推移を見守つて、私どもとしても重大な決意をもつて取り組んでまいりますということを申し上げておきますので、十分ひとつ含んだ上で善処してもらひたい。

以上でこの問題について終わります。

毛利委員長　関連質問を許します。丹羽久章君。

のあるいは他にかかった費用を含む、そうして必要になつたときには払い下げなければならぬという条文があるのです。そのときには相当の価格とすることが書いてあるけれども、この相当の価格とは、当時買上げた価格を相当の価格としようか、幅を持った考え方の相当と考えるのかという点になると、いまの国民感情の考え方は、相当とは適した価格であるというように解釈しているが、あなた方は二円六十銭という、最初に買上げた価格が二円六十銭であるから、それに相当したという二円六十銭で売ることが適当だという考え方でこのようにすることがめられたとするなら、それは全くほんとうに国民の感情というものを踏みにじつた、無視したものであるといわざるを得ないのだ。私は少なくとも自民党に所属する代議士であるから、政府のおやりになることには賛成するんです。しかし、こればかりは実際われわれは賛成しかねるのです。先ほども住宅の問題等々いろいろ言われたけれども、そういうことをもつと乗り越えてこういふ処置をとられるという点に対しては、私は少なくとも主官である農林省の考え方はたいへん間違つた考え方だと思ふ。

そこで、私は大蔵省の局長にお尋ねしたいと思うが、国民の血税によつて買求めた財産というものは、処分するときには十分あらゆる角度を検討して処分をせなければならぬということはお考えになつておられると思いますが、この点どうですか。

○相澤政府委員 先ほどもちよつと答弁申し上げましたが、財政法の第九條によりまして、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」というふうにその第一項で規定しております。したがういふして、国有財産の処分は当然この規定に基づきまして適正な対価を得て譲渡するということになるわけでございます。しかしながら、この農地法の第八十條の第二項の規定は、この規定に基づく財産の処分に關しましてはこの定めの特例でございまして、したがういふして、この「買収の対価に相当する額」というものがどういふものかということについてはこの法律の規定によるといふことになるわけでございます。これは「耕地整理組合費、土地区劃整理組合費その他省令に定める費用を国が負担したときは、その額をその買収の対価に加算した額」といふように、きつめて限定的に書いてございまして、買収以後における土地の価格の値上がりというふうなものは、ここに書いてありますところの国が負担した費用というふうには解釈することはこれは条理上できませんので、やはりこれは買収した対価に当然国が負担したところの必要経費を加えた額で売り払わなければならないというふうに解釈をすべきであると思つております。

○丹羽(久)委員 局長が、こういうような重大な問題に最高裁の判決が下つて、農林省のほうで話合つて、あなたのほうに今後の国有財産扱いとしての相談があつたというのには、相当日にちをおいてからの相談であつたように、先ほどの話を聞いておりますと、結果からいふとそういう答えになるわけなんです。しかし、今後の取り扱いという問題は大きな影響もしてくるのですし、いま政務次官は、この訴訟した人たちの問題に限つてはこれより方法はないけれども、今後は一般常識も取り入れ、世間の声も取り入れ、そして考慮すべきものは考慮していかなければならぬということのように答弁であつた。これはもう当然のことだと私は思ふのです。しかし、こういう事態が新聞に報道せられ、テレビ、ラジオ等々で放送せられて、一体、国は裁判に負けた、負けたからこれはやむを得ませんというふうには実際はとつていないのです。もつとそういうような問題の解決点というものは、少なくとも、政令を改正しなければならぬ、そして、みづから政府がいいと思つてきたことは裁判によつて負けただけのことになつたら、やつぱりそれに対してはわれわれにも十分審議をさせ、そしてそういうことを公表して、その結果においてやるべきだと思ふます。よ。実際こんなことを一体国民がどう考えます。いまどき一坪二円六十銭、いかなる理由があるうともそんな土地がありますか。それがあなた方がいふと思つて、やむを得ませんからそういうことになりまして、この二つの問題は別にして、あと政令でなぶつていけばこれはまた考えられるというふうな処置がとられるとするならば、もつと慎重を期すべきであると思ふが、どうですか、部長、あなたは担当者としてどうお考えになつておりますか。

○堀川説明員 私どもも先生のおつしやるような国民感情等も配慮しながら慎重な検討をやりました。先ほども理財局長からいろいろお話もございましたように、いろいろ問題点があるわけでございます。そういう問題について配慮しながら慎重に検討いたしました。が、何ぶんにも最高裁の判決が、先ほどはごく一部を読んだわけでございますけれども、今回のような国有農地の問題につきましては、旧所有者側に八十條による売り払いを受ける権利がある、自作農の創設の用に供すること、が相当でないという事実さえあれば権利があるといふことに相なりますと、最終的には、こちらが決つておりまして訴訟で争われれば全部返さなければならぬといふことになり、返す場合の価格は何かといふことであれば、それは八十條の売り払い制度に基づく権利といふことが言えるわけでございます。それから、そういうことになりまして、価格についても八十條に明定したものがございまして、それで返さざるを得ない、こういうことになるわけでございます。私どもとしては、そのようなことは、従来の価格については旧価格で旧所有者には戻してきただけでございます。すし、それとの連続性といふことを考えますればやむを得ない措置ではなかつたかといふふうに考へてゐるわけでございます。

○丹羽(久)委員 あなたは、裁判の長い年月の間じつと見守つてきて、そして八十條よりやむを得なかつたと言ひが、八十條で負けるときにはどういふ結果が出るかぐらゐのことは、それを担当せられるとすればわかつておるでしょう。それは二円六十銭でこれを払い下げなければならぬといふことになるから、これは政令をやつぱり直しておかなければいかぬといふようなことがどうして判断がつかなかつたのですか。それほどあなた方はうぬぼれておつたのですか。絶対に勝つという自信を持つておつたんですか、裁判の過程において。

○堀川説明員 裁判の先行きの見込みにつきましては軽々に予測は立てられないと思つてはございします。が、本事件につきましては一審及び二審とも国の側が勝つてきた経過があるわけでございます。まして、実は最高裁判所でこのように負けるといふことは全く私どもとして予想をしていなかったわけでございます。

○丹羽(久)委員 この問題はもつと深く掘り下げていかなければならぬ問題でもありますが、今後の残された問題としても、処理方法等についてはやらなければならぬと思ひます。私には中川政務次官に申し上げておきたいと思ひます。

あなたは今よりテレビ、ラジオ等で報道せられたときに、国民の考え方は、相当いろいろの批判をしておることは耳に入つておるだらうと思ふのです。あなた自身の北海道のどんな山奥へ行つても二円六十銭といふところはあります。どうお考えになるのですか。失礼なことを申し上げるようですが、今日の時代に一坪二円六十銭といふような土地は、いかなる理由があるうとも私はまずないと思つていいと思ふのです。しかしそれは正当な理由で、国家がどうしても無理に取り上げて、負けただけであつて、これはやむを得ませんといふことなら、ただでやるべきだと私は思ふのです。相当の対価といふことの理由は、やはりそこに私どもはもつと含みのある考え方の法律だと思つておる。相当の対価といふのはそのときに買上げた対価だといふことのようにありますけれども、私はこの点について納得ができません。こんなことは納得できない、そんな法文の解

釈のしかたをしていくならば。だから、そういう相対的の対価というものの基本的考え方というものは役人的考へだと私は断じて悪いと思うのです。一番に勝った、二番に勝ったからといって、決定したものじゃありません。最高裁がすべてを決定するという最高の權威じゃありませんか。そういうときに、一番に勝った、二番に勝ったから三番に負けるようなことはゆめにも考えていませんでしたというようなことは不届き千万な答弁だと私は言わなければならぬ。それでしよう。

一番、二番に勝ったからといって三番に勝てるという、最高裁の裁判で勝てるということとはどこに裏づけられるでありましょう。すべては、一番であらうと二番であらうと、どういふ判決が出て、それが不服で上告した場合に最高裁の決定に従うということが、これがきめられた日本の法律ではありませんか。こういうときにあなたが、一番に勝ったから、二番も勝った、三番はもうろん勝てると思つていたのが負けたから大きな私どもの間違ひでしたなんて、もつてのほかだ、そんなことは。その間に十分に考へていくべきことだと私は思う。しかも、そういう結果が出たときには二四六十銭で渡さなければならぬといつたら、国民感情がどうなつてくるかといふことは十分研究しておく必要があつたと私は思う。

これ以上のことは申し上げません。この次に、もつともつとあなたの方と違つた方々に御出席をしていただいてお尋ねすることにしたまいしょう。

○毛利委員長 引き続き、預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。松尾君。

○松尾(正)委員 預金保険法案について伺ひますが、この制度につきまして、金融機関の自主的な預金者保護体制、こういう問題で私はやはり若干問題があると思ひますので、この点について二、三伺ひたいと思ひます。

まず第一は、わが国の金融機関を見ますと、もろくから指摘されておりますように、自己資本あるいは流動資産、支払準備率等が諸外国に比べてきつめて低いところにある。これは参考人からもそろつて指摘された点であります。銀行当局もいままでの答弁によりますと相当この点については努力されてきた、こういうことで、その努力は認めますけれども、しかし預金者保護という点から見ますと、これが何といつてもかなめになると思ひます。

そこで、今後この点をどういふふうに改善をしていくんだ、それで実績をあげていくんだ、これを改善するためにどういふ指導をしていく、あるいは改めさせる、その今後の目標なり計画なりについてお答えをいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま御指摘の点は、預金保険制度の創設ということになりますと、まさに一番大事な点でございまして、第一次的には金融機関自身がその努力によりまして支払準備率を厚くする、あるいは流動性資産を厚くするといふことがどうしても必要になつてまいるかと思ひます。御高承のとおり、現在都市銀行につきましては、流動性資産の比率を預金平残に対して三〇%以上といふことで指導いたしております。それからまた中小金融機関につきましては、定期性預金の一〇%、要求払い預金の三〇%といふことを目安にいたしまして指導をいたしております。それらの指導を通じて、さらにはまた自己資本につきまして、自己資本率の一〇%を目安にして指導をするといふようなことでやっておりますわけでございますが、預金保険制度の創設ということになりますれば、それを機会にさらにその方面の指導をもつと強力に推進するといふ方向で、実際の行政、検査、両面から指導いたしてまいりたいといふふうに考へております。

○松尾(正)委員 いま具体的に流動資産比率あるいは自己資本等について目標を掲げてやつていくといふことでありますけれども、この目標をきめたのは今回でなく、もう以前からこういう目標を掲げてやつてきているわけです。しかし実効があらぬ。したがつて、単にこういう目標を示すだけでなしに、いままでも実効があらなかつたものをどういふふうにして実効をあげていくんだ、実績をあげていくんだ、このところが違ひなんだ——今度の預金保険制度を契機にしてさらに強力に言うのですけれども、ただ、いままでもお強力に強力に力をつくしたのか。ここはいままでも違ひなんだという、そういう対応策、これがありませんと具体的に示してまいりたい。

○近藤政府委員 たとえば中小金融機関につきまして支払準備率の現状を申し上げますと、先ほど申し上げた比率に対して、相互銀行の場合でございまして一四・四%、信用金庫の場合で申し上げますと一七・七%、信用組合の場合で申し上げますと、一六・三%といふところで、大体その限度に達しておるか存じます。むしろ都市銀行の場合に流動性の比率、流動資産の比率、これが現状におきまして二三、四%といふものでございまして、この指導、むしろ預貸率指導といふような形におきまして強化してまいりたいといふところに重点を置いてやつてまいりたい、こういうふうに考へております。

○松尾(正)委員 これは預金者保護——午前中の質疑の中にもありましたが、倒れてから預金者を守るのではなく、要するに倒れないようにしていくためには、何といつても力をつけていくことが重点であるわけです。そういうことで預金者保護の法がむしろ預金機関保護という形に受け取られがちである、確かにそういう疑義もありません。ですが、とにかくこういうふうな目標を掲げて実力をつけるために指導はしているけれども、どうも問題だ。さらにこれを進めて合理化し、効率化といふことを進めていくと、むしろ統合その他が起きてきて、結局それがために倒産するものを防止するといふふうな形にとられがちです。そういう意味でどうかひとつ、せつかく目標を掲げてあるのですから、しつかり取り組んで、

その対応策を効果のあるように進んでもらいたいと思ひます。

それからその次に一つ問題になりますのは、いわゆる拘束預金比率ですか、この拘束預金比率についてもずっと指導はされてきているわけです。ところが最近になつて若干上向きになつてきた、こういうことでありますけれども、都市並びに地方、相互、信用金庫、これ別に四十三年、四十四年の比率を示していただきます。

○近藤政府委員 拘束預金に対する報告の集計は、毎年五月、十一月時点で行なわれておりますことは御高承のとおりでございますが、四十四年の十一月末と四十五年の五月末といふことで比較をいたしますと、拘束預金比率は都市銀行の場合には四・三%が四十五年の数字でございまして、それから四十四年十一月が四・八でございまして、それから四十四年五月が五・四でございまして、それから信託銀行でまいりますと、四十五年五月が〇・九、四十四年十一月も〇・九、その前の四十四年五月が一・〇でございまして、地方銀行でまいりますと、四十五年五月が七・七、四十四年十一月が八・〇、四十四年五月が八・七といふことになつております。

○松尾(正)委員 この数字を一つ一つ分析していくには時間的に問題がありますが、きつめてよくない、こういうことが一目でわかるわけです。このように、当局が努力している結果なんですけれども、特に中小企業あるいは個人に対する都市銀行の資金吸収の方法について、これはもうあまりにも目に余るような状態が散見できるわけです。午前中も指摘がありました。とにかく金を集めるためにはどんな手段も選ばないといふような批判まであるのですけれども、この点についても、単に目標を掲げるだけでなしに、何らかの規制をやらなければ改まっていかなければいけないのではないかと、こういうふうに考へるのですが、どうでしょう。

○近藤政府委員 この点は昨年の不祥事件のあとにおきまして、特に業界自体でも痛感をいたしま

して、全銀協において十月に業務管理等の改善についで、自肅申し合わせを行なったわけですが、その際に、個人などに対する資金吸収、預金吸収の方法の改善、特に店外活動の自肅等を中心としたして幾つかの申し合わせを行なつて、その励行につとめております。私もこのようにして、これがほんとうに厳正に実行されま

すように見守つておるところでございます。
○松尾(正)委員 手段を尽くして来たのですけれども、なかなか改められるのでなくて、だんだんきびしくあるのは多角的に手が広がっていく、こういう状態にあるわけですが、そうした状態の中で預金保険制度が創設されるわけですか。とする

と、今後はさらに保険料というものが経理面にかぶさつてくる。その保険料負担を今度は何とかしなければならぬということ、これを借り入れの拘束、たとえば貸し出し金利に転嫁をするとか、あるいは巧妙な手段でしわ寄せをするというふうな危険が必ず起つてくるのではないかと、こういうふうな考えられるのですが、この点についてはどうでしょうか。

○近藤政府委員 保険料率につきましてたゞいま私どものほうで——これは運営委員会が自主的にきめられまして、大蔵大臣が認可をいたすというたてまえでございますので、率についていまから私が申し上げるのもいかにと存じますが、きわめて大胆な試算をいたしますと、大体十万分の六程度で足りるのではないかとこのように考えております。その十万分の六程度で考えました場合に、たとえば償却前利益に對します比率、これは〇・四％ぐらい、それからまた経費に對します比率、これも〇・三％ぐらいといったようなことでございまして、毎年毎年の従来の経費の節減、コストダウンの趨勢から見まして、十分その範囲内で吸収し得る程度の料率でございまして、特に料率の負担が新たに加わつたために、そのための収益競争といったようなものにはね返るといったほどの大きなものは現在予定しておらないわけでございます。

○松尾(正)委員 銀行局長は、非常に低い率であるからその影響はないであろう、こういう考えですが、しかしこの保険料がなくてもほとんど手が広がっていく、こういう形を見ますと——今度はこの制度によつてさらに適正競争によつて効率を向上するのだ、こういうことも考えられておられますね。したがつて、自由化を打ち出したこの考え方はよくわかるのです。適正競争をやつて効率化のために自由化していくという、この考え方はよくわかるのですが、いま言つたような規制がなされながら、申し合わせがなされながらだんだん広がっていく状態を考えたときに、これはやはり問題があると思ひます。さらに現在のように、事例は時間の関係で省きますけれども、他行間にみぞをつくつてでも預金吸収については、あるいは重点地域についてはラッシュをして、あるいはよりな過当競争の状態があとを断たない段階では、やはり自由化がかえつて経営の効率化や公共性というものに逆行していくんじゃないかと、こういう相当強い意見もあるわけですか。自由化をいま取り入れた。こういう時期に法を制定するためには自由化を取り入れたというこの考え方はわかるのですけれども、はたしてこの自由化というものはいつと最終までやつていくのか、あるいはこのいつと過当競争、その他公共性が失われるという

ような点を考慮したならば、ある目標があるのか、こういった点はどうか。

○近藤政府委員 この点は先ほど阿部委員の御質問にもお答え申し上げたところでございしますが、やはり競争というものは、あくまでも「適正な」という形容詞を離れた単なる競争であつては困るということ、それから競争原理の導入の際に片や公共性の原理というものが、公共性の順守ということ、そのことも忘れられては困るということが非常に大切なことでございまして、競争原理の導入による自由化の政策というものは、おのずからそのような制約のもとに行なわれるべきものであるというふうな考えをいれておられます。

○松尾(正)委員 これはもちろん適正な自由化といふことで、野放しでなくこれを見て進めていきたい、こういうことですね。

もう一点伺ひたいのですが、経営の効率化をはかつていくために、すでに銀行では、北海道とかあるいは東北、九州、こういったたいわゆる過疎地帯、あまり日の当たらない地域からは支店の引き揚げ等が行なわれて、重点地域に配転が始まつていくわけですか。さらに、効率化行政が進むに従つて、この過密並びに過疎を何とか解決しようという国の都市政策あるいは国土開発等に逆行する姿が見えてくるのですけれども、こんな点については、自由化を促進する、そうして効率化を進める、このギャップはどういうふうにお考えですか。

○近藤政府委員 過密過疎の点につきましては、たゞいま御指摘のような傾向も一方にあるわけですが、他方におきまして、たとえば都心部からは都市銀行がむしろ店舗を間引いていくというふうな傾向も最近出ておるわけでございます。そして、特に地域金融機関による地域金融の拡充という点は、私もいたしまして非常に重視をしておる点でございます。過疎地帯から店を引き揚げるといふような場合にも、十分な納得、合意の上で行なわれる場合にのみ許可をするというふうな方針で臨んでおるわけでございます。

○松尾(正)委員 これは「適正な」といふことは中心を置いて十分見ていかれると思ひますが、これらいろいろ、効率化という一つの問題をとらえても具体的な事例があげられるわけですか。

さらに一つ、この競争によつて起つてくる現象として、力のあるものはますます大きくなる、それから小さいところはかえつて経営の非効率化が温存されていくのではないかと、こういう非常に国民の願ひ形とは変わった形がこの効率化という結果から生まれてくる、こういうふうな考えられるわけですが、この銀行間の格差が効率化、自由化の促進によつて起つてこないということが言えるか、この点はどうか。

○近藤政府委員 先ほど来申し上げておりますように、もし競争原理の上に「適正な」といふ形容詞がつかない場合には、おっしゃるような懸念もあるいはあるかと存じますが、やはり公共性の原則を片方にしっかりと堅持してまいりますればそのようなおそれがないという感じがいたします。また現実には、たとえば大銀行と中小金融機関との最近数年間のシェアを比較いたしますと、むしろ大銀行のシェアが少なくなりつつあるというふうな実情でございまして、たゞいま仰せになりましたような点についての懸念は、今後のやり方いかんにもありますが、あまりないのではないかとこのように考えております。

○松尾(正)委員 適正というところに力を入れるからそういう心配はあまりないということですが、けれども、とにかく自由競争を進めて効率化をはかつていけば、これはもう力のあるものがどんどん大きくなる。その結果、寡占化というところまで進むということまで心配をされておるわけですか。銀行の寡占化が進んでいくと、これに並行して起つてくる問題は、貸し出し先に対する系列化というものがどんどん大きくなり固まつていく、こういうふうな考えられるのですけれども、最近の系列融資の状況は、ごく最近のだけかどうか、おわかりですか。

○近藤政府委員 最近の都市銀行の系列、いわゆるそのグループに対する融資の全体の融資に對しての比率でございしますが、大体都市銀行で一〇％から一五％の間ぐらいに集中をいたしておるといふふうに考えております。

○松尾(正)委員 私の調べたのによりますと、これは全体を総合したものと思ひますけれども、多いところは六〇％、低いところでも四〇％、こういうことなんです。この数字一つ見ても、半分以上はとにかく系列企業へ貸し出されてしまふ、こういう状態である。この金融機関の系列化が進めばさらにこの貸し出し比率というものが大きく伸びていくのではないかと懸念いたします。したがつて、この融資面に対して、これは系列企業に

に対する貸し出しということに対しては十分考えていかなければならないと思うのですが、この系列融資というものを、今後だんだん中小企業あるいはその他のほしいところへ貸し出せるような形にしていくなか、何らかの指導なりお考えがあるか、この点はどうでしょうか。

○近藤政府委員 金融制度調査会の答申の中にも、大銀行の項におきまして、たとえば大銀行の合併によりましてスケールメリットの発揚ができるという場合にはそれはけっこうではあるけれども、ただ、二つ条件がつけられております。一つは、寡占の弊害を生ずるという場合には困るといふこと、もう一つは系列融資、その弊害が著しくなるという場合にはこれも困るといふことが特に述べられておるわけでございます。私ももうそういうような気持ちで行政の面に当たつてまいりたいと思つております。

○松尾(正)委員 この問題については、都市集中が考えられるし、間引き等も考えられるとはいひますけれども、その間引きをした銀行の移転先というものはやはり重点地域に移る、こういうことを考え、系列化がだんだん促進されることによつて、従来中小企業等は非常に借り入れに苦しんでおつたわけでありますけれども、この中小企業の融資、さらには過疎地帯の人たちの融資というものが非常に手薄になり、困難を増していくのではないかと、こういうことが考えられますので、もちろんこれは銀行自体、金融機関自体の自粛も当然でありますけれども、当局としてもこの点についてはしっかりと力を入れた指導を進めてもらいたい、これを強く要望しておきたいと思ひます。

それから、時間がありませんから、次に保険料率については、当局としては最初、最高限度を考へておつたように報道もされております。答申にもそういうことがありますが、この法案では現実全面的に運営委員会にまかしたわけですが、これはやはり上限はきめるべきだ、こう思うのですけれども、この点一点どうでしょうか。

○近藤政府委員 これは運営委員会の自主的な決定を大蔵大臣が認可するというたてまえをとつておりますので、実質上当然上限を定めたと同じような効果になるうかと思ひます。

○松尾(正)委員 次に金利の問題について午前中も質疑が行なわれたのですが、四十四年度末の日本企業が使つた総資金、これは六十一兆円をこえる。この間に銀行が集めたお金は四十五兆円、このうらふに銀行の資金になる預金のほぼ半分、これは国民の定期預金等で、国民大衆によつて集まつたお金であるといふことは午前中もお話がありました。この資金源である国民を守つていくといふことは当然なことでありまして、現実には非常に恩恵が少なくない。この点について、むしろ恩恵よりも被害を受けているんだといふことが午前中にもございまして、その第一の、インフレによる預金の減価、これに対して午前中は、何とか物価対策を強力に行なつて、インフレによる預金の減価がないように努力をしたい、こういうことでありまして、現実には現在の経済の成長率を、大蔵大臣等も一応一〇%、さらに消費物価の伸びを五%程度に押さへたい、こういうふうな何回も表現はされておりますけれども、現実には起きてきている問題としては、景気上昇は別として、消費物価の面で見る限り、非常に使用量の多い石油等の原油の値上げが行なわれているし、きょうも本会議等で述べられましたけれども、郵便料金、これに伴つて自動車、タクシーの運賃、その他万般がメジロ押しに値上げの様相を呈している。こういう中で、確かに預金金利を簡単に動かさないといふことはわかるのですけれども、何回か繰り返して答弁されているように、少なくとも国民が損をしないような形態を整へるために、はたして物価だけを押さへてこれではかなりのかどうか。どういふうに銀行局長は見通されているのでしょうか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のありましたような物価の情勢でございますので、そういう情勢を踏まえまして預金金利の弾力化ということが、やはりどうしても必要な方向であるうかと思ひます。たまたま昨年以來、さらに一昨年来と申し上げたほうが正確かと存じますが、一昨年来預金金利の弾力化という方向で諸般の施策が進められてまいつたわけでございまして、先般一年半定期預金というふうなもの創設を見ましたのもその方向に沿つたものであらうかと考えております。

○松尾(正)委員 金利についての状況は非常に困難でありますけれども、とにかく物価の状況は、いま全体の指標等を見る限りでは預金者が損をしないといふような状態は実現できそうもない。したがつて、もしかりに政府で考えている五%というものが上回るような六%段階に上つた場合には、それでもやはり金利については非常にむずかしいので、というお考えなのか。この物価を中心にして考えた場合の金利についてはどうでしょうか。

○近藤政府委員 この点は先般政務次官からの御答弁もございましたように、やはり物価の抑制制といふことのほうが先でございまして、物価が不幸にして非常に上昇したという場合におきまして、預金金利——預金金利といふものはやはりもろもろの金利の中心的な位置を占めるものでございまして、これをそつくりそのままスライドをするといふようなことはたいへんむずかしいことであるといふうに考えるわけでございします。

○松尾(正)委員 そうしますと、たとえば六%、一%の差があつても、やはり物価を押さへるほうに力を入れて、金利を動かすことはむずかしい、こういうことですね。午前中はその数字をあげて、大きな、三億円の犯人を押さへるよりもむしろこの犯人をいふことまで出たのです。数字をあげませんけれども、そういう事態になつても物価を引き下げる方向で努力をして、金利については考えられない、こういうことなんですか。

○近藤政府委員 先ほども申し上げましたように、金利のほうもできるだけ弾力的に動かすといふことは当然考えるべきであらうかと思ひます。

○松尾(正)委員 それからこれは、最近銀行が投資顧問業を発売に開始したといふことが新聞に報道されております。この中で、特に都銀の中でも日本勧業銀行が証券会社と組んで、別会社組織による投資顧問会社の設立を検討している。このまにすると、今後不良会社などの乱立を招いて、市民が食ひものにされるおそれはないか、こういうことで、この投資顧問業の実態を報道してあるのですけれども、もちろんこれは証券のほうの関係にはなろうと思ひますが、現実には銀行で投資顧問業を開設している、こういう状態のときに、銀行ではこれに対してどういふ態度で臨まれるのでしょうか。

○近藤政府委員 まず、現在普通銀行が行なつております投資相談は、銀行が顧客に対するサービスの一環として無料で行なつてゐるものがございます。これは無料でございしますから、もちろん業としてやつておるわけではないわけでございます。業として行なう場合には、ただいまお触れになりましたように別会社でやらなければならぬといふことになつております。それから信託銀行の場合におきましては、信託業法第五条にいう兼營業務の一環といたしまして、「財産ノ取得、管理、処分又ハ貸借」に関する代理事務を行なうことが認められておまして、現在信託銀行の中には、この規定に基づいて業として投資相談活動を営んでおるものがあるわけでございします。従来までのところ、各銀行で行なつております投資相談の活動には、いまのところは無料のものばかりでございますが、今後別会社がどういふ活動を行いますか、また、その例はほとんどございせんので、何とも判断はできないわけでございますが、今後の動向を十分見守つてまいりたいと思ひます。

○松尾(正)委員 まだわが国ではその投資顧問業法という法律は制定されないために、もちろん銀行の行政指導となると思ひますが、非常に活発に行なわれてきておるし、また今後も活発に開設が始まるであらう、こう考えると、やはり何らかの

○近藤政府委員 中小企業につきまして何％くらいになるかという見通しは、ただいまのところは困難でございますが、ただ中小企業に対する融資

○毛利委員長 本日の議事はこの程度とし、直ちに理事会を開会いたします。

次回は、明十七日水曜日、午前十時より理事
会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

昭和四十六年二月二十四日印刷

昭和四十六年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局